

乾隆帝の面諭と広州のマカートニー使節団

村 尾 進

はじめに	275
I 広東体制の領域	278
II 広州到着以前	286
III 広州のマカートニー使節団	299
おわりに	309

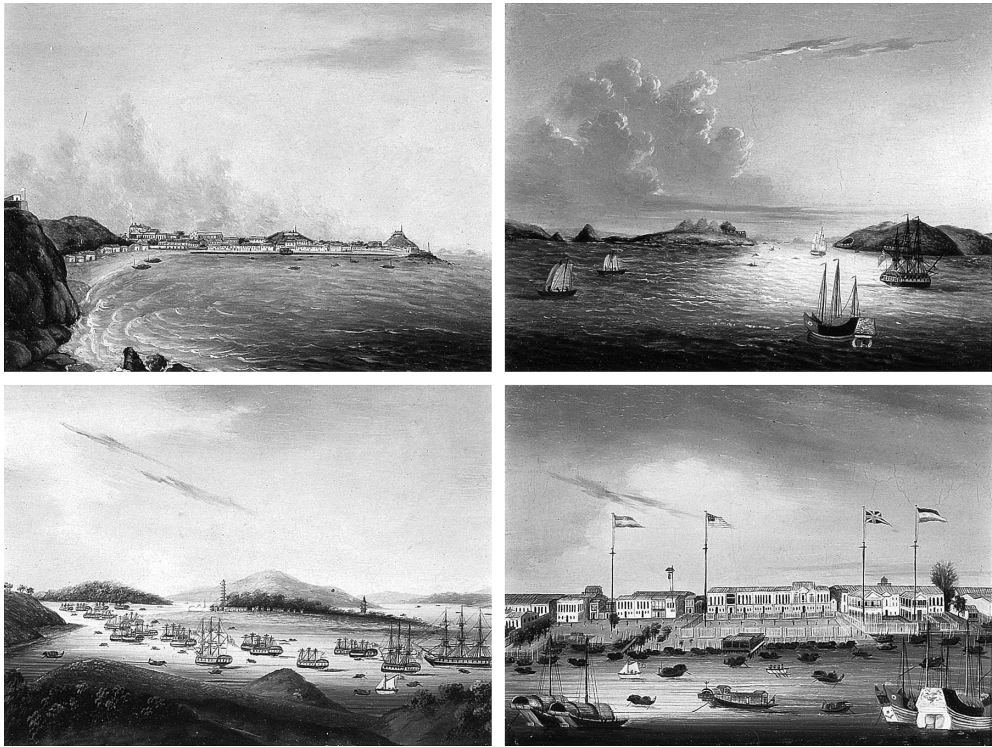
はじめに

乾隆24（1759）年から南京条約が締結される道光22（1842）年までの間、省城広州（以下、主として「省城」と表記する）と澳門を2つの焦点とし、さらに黄埔と虎門を加えた、4つのエリアを組み合わせて展開された外国船貿易の様相は、澳門・虎門・黄埔・省城十三行の順に、4つの風景をセットにして描いた、中国人画家の筆になる風景画（外銷画/Chinese Export Art）の中に、ヴィジュアルなかたちで見取ることができる【図版1】。珠江デルタ地帯の既存の地形を利用したこの4つのエリアが作る領域は、広域・離散・有機的に配置されたランドスケープともいうべきものであった【図版2】。

この領域は、それぞれのエリアとそれらを隔てる空間を巧妙に組み合わせることで、外国船貿易だけにとどまらない複数の機能を重層的に統制していた⁽¹⁾。

①省城と澳門

祖先祭祀を否定していた宣教師と、宣教師と繋がりが深く、海防上の問題をたびたび引き起こしていた外国商人が澳門に排除されていることで、漢人読書人たちは省城内外における布教および外国人との雑居を、また省城に駐在する地方官たちは外国人との直接の交渉を避けることができた（公行商人はここでは、外国商人たちの行動管理の全責任を負う保商として立ち現れる）。他方、漢人読書人たちの意向に沿って、宣教師と外国商人を澳門



【図版1】

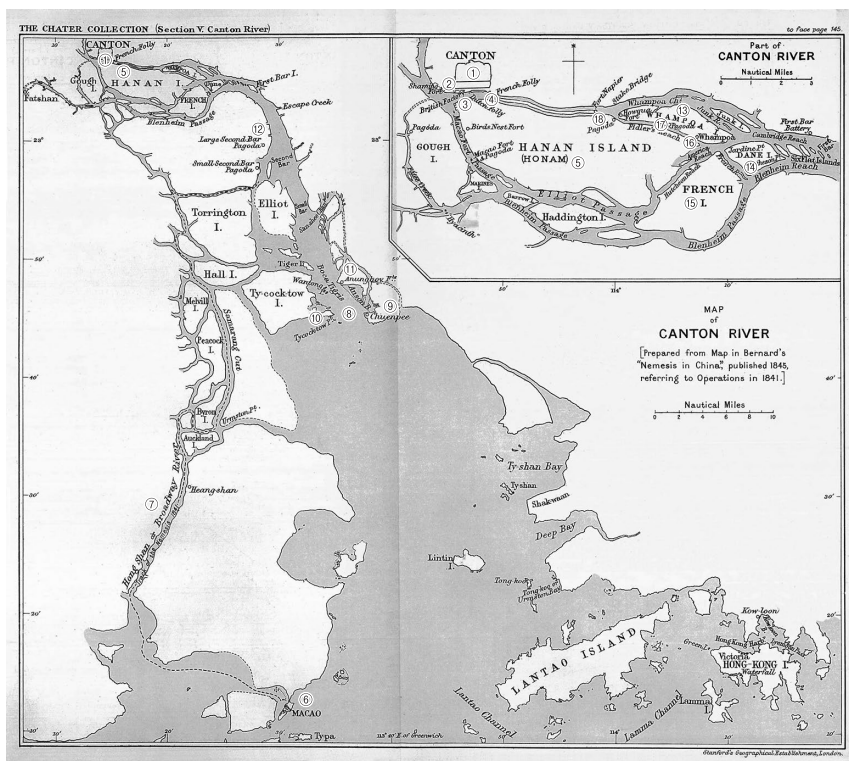
“Four Ports Views, c. 1810, unknown artist, China”

Hong Kong Museum of Art and the Peabody Essex Museum, *Views of the Pearl River Delta: Macau, Canton and Hong Kong*, Hong Kong: Urban Council of Hong Kong and Peabody Essex Museum, 1996, p. 49 より転載

に排除した満人の天子は、その見返りとして、省城内に残された唯一の対外関係、シャムの朝貢によって、天子の徳の「光被」と「中外一統」の実現を漢人読書人たちに認めさせ、少数者による多数者の支配という自らの統治を、漢人読書人たちの論理に沿って正当化することができた。

②省城と澳門を隔てる空間

江戸幕府・清朝による外国船一港集中の結果、この空間はキリスト教許容・諸民族雑居の東南アジア世界（その最前線が澳門）と、宣教師排除・外国商人管理に暗黙の了解を有する近世東アジア世界（その最前線が省城広州）とを隔てる境界となっていた。4つのエリアが作る領域は、東アジアが外部の世界とせめぎあう最前線の風景を示していたのである。江戸時代長崎のオランダ船貿易が大きく制限されたものであったことを考慮すれば、この領域は禁教・外国人の居留制限という近世東アジアの特性を保証する義務を負うことで、東アジアにおける外国船貿易の利益を独占するという見返りを得ることができたのである。



【図版2】

James Orange, *The Chater Collection, Pictures relating to China, Hong Kong, Macao, 1655–1860* (中国通商図), London: Thornton Butterworth, 1924, p. 144 より転載

③ 澳門・虎門・黃埔・省城

貿易シーズン以外も外国商人が澳門に常駐することで貿易をめぐる活動を中断させず、また4つのエリアを組み合わせた広域の領域を貿易の場として活用し、貿易対象国と貿易船数・貿易量に制限をかけないことで、利益を効率的に最大化できたことは、外国商人、関税収入を必要とした清朝政府、また貿易活動から直接・間接的に利益を得ていた公行商人をはじめとする地域住民の三者にとって、共通の大きな利益となっていた（シャムの朝貢の附搭貨物にともなう交易と来航民間船による米貿易、華人による南海貿易、澳門の額船貿易⁽²⁾がさらにこれに加わる）。しかし、省城から澳門に近づくほどに管理がルースになっていくこの広域の領域は、同時にキリスト教許容・諸民族雑居の澳門、珠江デルタ地帯に網の目のように走るクリークなど、中国側が管理しきれない部分を多く内包していたのである。

本論文でいう「広東体制」とは、「広東貿易体制」と言い換えられるような、たんなる交

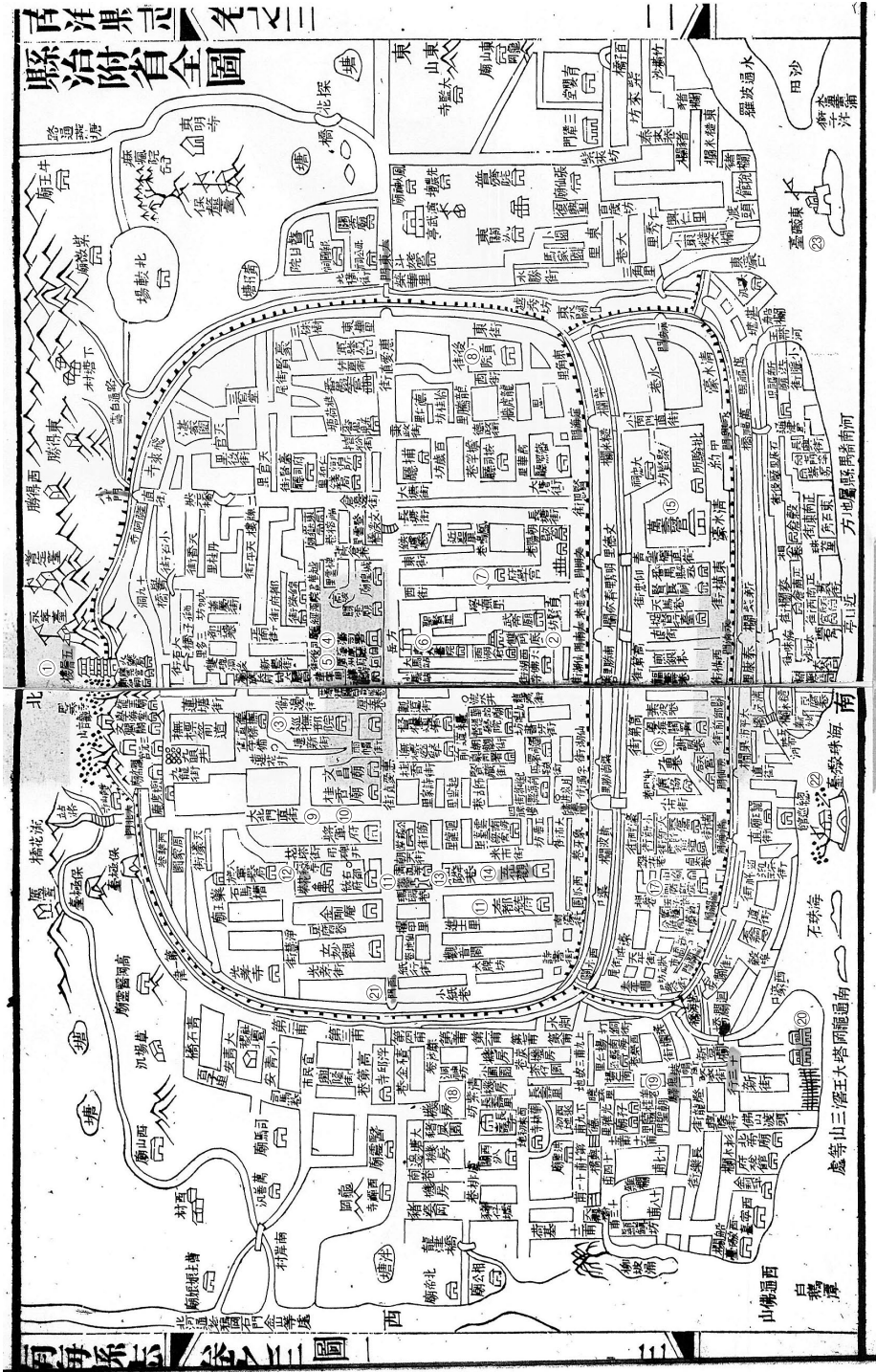
易に関わるしくみのことではなく、その本質を領域性に持ち、質とスケールを異にしながら重層する複数の機能を、その領域を使って統制する機構のことである⁽³⁾。乾隆58(1793)年から翌年にかけて中国に派遣されたマカートニー使節団は、朝貢の際の跪拝をめぐる確執とこの機構を侵犯・逸脱しようとする〔上記①②に関する〕2度の要求を通じて、アロー戦争時の省城陥落をもって終わりを告げる広東体制の転回点を作った。この論文では、まず広東体制の領域に簡潔な説明を加えた(「I 広東体制の領域」)上で、使節団をめぐる中国側の網羅的な檔案集成『英使馬戛爾尼訪華檔案史料匯編』国際文化出版公司、1996年を材料に、使節団の行動と要求を中国側がどのように認識し、対応を上論と面論を通じてどのように省城広州に伝え(「II 広州到着以前」)、それが省城滞在中のマカートニー使節団にどのように表現されていたか(「III 広州のマカートニー使節団」)を述べる⁽⁴⁾。

I 広東体制の領域

1 省城

省城広州(【図版2の①：CANTON】)は、広州府の府城でもあったが、県治のレベルでは番禺県知県と南海県知県が城内に同居する(東の番禺県と西の南海県が城内を左右に分割する)、いわゆる「同城」であった⁽⁵⁾。城壁は城内を北から南に向かって、老城、横に細長い新城、そして左右の翼城と珠江で囲まれたさらに横に細長い区域の3つに仕切っていた【図版3】。珠江を遡ってくるシャムの朝貢船・外国商船・中国ジャンク船が省城到着の最初のランドマークとしていたのは、越秀山の中腹にある鎮海樓であった【図版3の①：五層樓】。鎮海樓からは虎門・澳門をはるかに眺望することもいわれた⁽⁶⁾。

省城の中軸線は老城の双門底【図版3の②：雙門底】を延伸するライン上にあった。中軸線の左右には巡撫衙門【図版3の③：巡撫部院】(シャムの朝貢使節の往路の「験貢」の儀式は、老城の中心に位置するこの巡撫衙門で行われた)・布政使司衙門【図版3の④：藩司署】・広州府知府衙門【図版3の⑤：廣州府】(澳門海防同知は広州府知府に直属していた)以下、地方衙門や官僚の邸宅、そして省城最大の書院である粵秀書院【図版3の⑥：粵秀書院】などが集中していたため、双門底近辺は城内随一の繁華街となっていた。また双門底の東側には広州府学【図版3の⑦：府學宮】⁽⁷⁾、さらに旧城の東城壁近くには郷試受験のための貢院【図版3の⑧：貢院】があったため、双門底より東側の旧城部分には、科挙受験を目的とした宗族単位の書院が集中していた。他方、老城の大北門直街【図版3の⑨：大北門直街】以西は、北から南にかけて、駐防八旗関係の衙門【図版3の⑩⑪：將軍府・左右都統府】と住居(この一帯は「旗境」と称されていた。乾隆21/1756年に滿漢合駐



【図版3】
〔道光〕南海縣志 卷三「県治附省全図」

となり、満洲八旗の各旗と漢軍八旗の各旗がそれぞれ16の居住ゾーン（十六段）に分かれて駐在していた⁽⁸⁾、および仏教寺院の六榕寺と花塔【図版3の⑫：六榕寺・花塔】、回教寺院の懷聖寺と光塔【図版3の⑬：清真寺・光塔】、道観の五仙観【図版3の⑭：五仙観】というように、寺廟が多く設置されていた。「旗境」の海の中に、鎮海楼と同様、珠江を遡ってくる船舶のランドマークとなっていた花塔・光塔・五仙観の嶺南第一楼の3つの建築がそびえ立っていたことになる（城壁で囲まれた花塔・光塔と鎮海楼は、一艘のジャンク船の2本の帆柱と舵楼に見立てられていた⁽⁹⁾）。

新城の主要建築は東から、皇帝の誕生日を祝い、また上諭を宣講するための万寿宮⁽¹⁰⁾【図版3の⑮：萬壽宮】、粵海関省城大関【図版3の⑯：粵海關署】（澳門総口は省城大関の「行署（エクステンション・オフィス）」であった⁽¹¹⁾）、そしてマカートニー（George Macartney）たちが門衛に入構を拒否された両広総督衙門【図版3の⑰：兩廣部堂】（シャムの朝貢使節の帰路の「筵宴」の儀式は総督衙門で行われた）の3つであった。広東・広西両省を管轄する両広総督はもともと肇慶府城に駐在していたが、乾隆11（1746）年になって省城に常駐することになったため（澳門海防同知創設の3年後である）、新城内の狭いスペースに押し込まれることになったのである。

省城西門外の南側は、西関とよばれる外国貿易と密接につながった城廂地区で、塩商潘仕成の別荘海山仙館をはじめとする富商の別荘の多くが設けられていた⁽¹²⁾。西門を出たあたりから、まず輸出品としての広東製生糸・絹織物製品（粵絲・広緞）の工房【図版3の⑱：機房】密集地区が南に広がり、ついでさらに南に向けて、シャムの朝貢使節の滞在施設である懷遠駅【図版3の⑲：鬼驛】、貿易シーズン時の滞在のために公行商人が外国商人に貸し出した十三行【図版1：右下・図版2の②：British Factory・図版3の⑳：十三行】と続く。省城広州にあって紫禁城の天子とのつながりを強く意識させる国家儀式としては、新城の万寿宮で施行された万寿節とシャムの朝貢使節の北京進貢前の「験貢」・進貢後の「筵宴」があった。「験貢」「筵宴」ともに省城内に入城して行われ、前者には宮闕を望んでの三跪九叩礼こそ欠いていたけれども、西関十八甫の懷遠駅を出発し、西門【図版3の㉑：西門】から入城、旗境を横に突っ切って、旧城の中軸線上に位置する巡撫衙門にいたるパレードとそれに続く一連のパフォーマンスは、「筵宴」の儀式と同様、広州の住民にはきわめてなじみが深い光景であった⁽¹³⁾。他方、十三行では、外国商人の活動は公行商人との取引という一事に限定され、また乾隆24（1759）年に定められた「防範外夷規條」によって、外国商人は省城の官民から物理的・心理的に隔離され、限られた空間としてのファクトリーの中に閉じ込められていた（H.B. モースはこれを「金びかの鳥かご（a gilded cage）」と呼んだ⁽¹⁴⁾）。澳門に居留している女性の家族をファクトリーに帯同することも厳しく禁じら

れていた。外国商人に対する徴税と行動の管理はもっぱら保商としての公行商人に委ねられ、省城の地方官が直接外国商人と接触することもなかった（外国商人と省城地方官との間のコミュニケーションは、保商を介した「稟」の形式でなくてはならなかった）。そして、貿易のシーズンが終了すれば、あらゆる外国人はファクトリーを去って、〔本国に帰国する者を除いて〕澳門に帰還することになっていた。

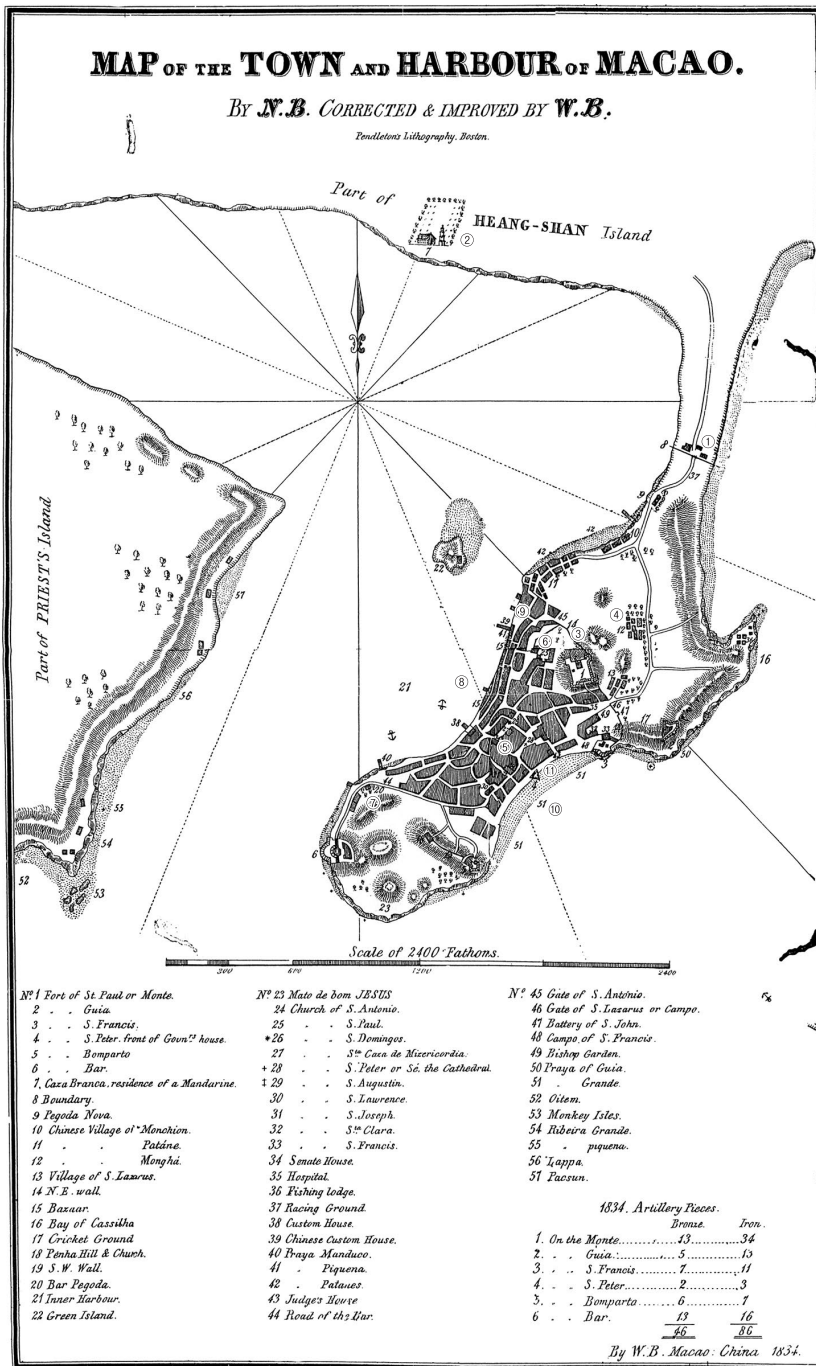
省城に面する珠江上には海珠砲台【図版2の③：Dutch Folly・図版3の⑳：海珠礮臺】と東砲台【図版2の④：French Folly・図版3の㉑：東礮臺】が設置され、また大量の水上居民の集団が滞留していた。珠江を隔てた省城外、対岸の地は河南【図版2の⑤：HANAN I./ HANAN ISLAND】と呼ばれ、省城と東南アジア地域の間を往復する華人貿易のジャンク船はこちら側の河岸に停泊することになっていた。西関と同様、河南にも、マカートニー使節団が帰途に宿泊した陳鈞華の庭園など、省城の富商の別荘が多く設けられていた⁽¹⁵⁾。また、珠江を挟んで十三行の差し向かいに位置する河南の海幢寺（マカートニー使節団は帰途、朝貢を終えた謝恩の儀式をここで行うことになる）【図版6：右下隅】は、十三行内に居留を制限されていた外国商人たちが、気晴らしのために、月に数回、遊歩することが例外的に許された場所となっていた。

2 澳門

澳門【図版2の⑥：MACAO・図版4】は、蓮花茎と呼ばれる長細い陸地で香山県と接続し、半ばあたりには石造りの関門（関閘）【図版4の①】が設けられていた。中国側はさらに蓮花茎の根っこに関城の前山寨【図版4の②】を設置し、肇慶府に駐在していた両広総督の省城常駐に先んじて、乾隆8（1743）年に肇慶府同知を前山寨に移駐し澳門海防同知とした。澳門海防同知は、華夷雑居の都市澳門の管理および澳門・省城間を往来する外国船舶と海防の管理をその機能とし、前山寨から澳門内に移駐された直属の澳門県丞衙門と省城広州知府衙門を接続する役割を果たしていた。

関閘内の澳門半島部は城壁【図版4の③】によっておおざっぱに、北側の中国人居住区と、南側のポルトガル系住民・諸外国人（イギリス人・アメリカ人など、広東体制下で外国貿易に携わる商人とその家族など）・中国系住民という3つの異なる集団の混住地区の2つに分けることができた。北側、中国人居住区の望廈【図版4の④】には、仏教寺院の観音堂・観音古廟、道観の蓮峰廟などの寺廟が建てられ、観音堂付近には、澳門を内部から稽查する澳門県丞衙門が設置されていた。

城壁より南のゾーンには、行政の中心である議事堂【図版4の⑤】、聖パウロ天主堂【図版4の⑥】をはじめとするカトリック諸会派の教会など、ポルトガル関係の行政・宗教施



【図版4】

Andrew Ljungstedt, *An Historical Sketch of the Portuguese Settlements in China; and of the Roman Catholic Church and Mission in China; a Supplementary Chapter, Description of the City of Canton*, Boston: James Munroe & Co., 1836, Reprint, Hong Kong: Viking Hong Kong Publications, 1992, “Map of the Town and Harbour of Macao” より転載

設・住居などが広く展開し、その中にポルトガル系住民から賃借したイギリス東インド会社の邸宅が入っていた（帰路、広州を離れた後に澳門に立ち寄ったマカートニーはここに宿泊することになる）。城壁以南の中国人居住区は、最南端の媽閣廟【図版4の⑦】にいたる内港【図版4の⑧】側にあり、省城大関の行署である粵海関澳門総口【図版4の⑨】も内港側に設置されていた。専ら中国人相手の天主教布教を目的としているとして、乾隆12（1747）年に封禁された唐人廟も粵海関澳門総口の北側にあった⁽¹⁶⁾。また中国系住民以外に、ポルトガル系住民・諸外国人・水上居民・珠江デルタ内および福建・潮州から流入してきた遊民を加えた諸集団の相互交渉は、内港側を諸民族が雑居する騒然とした澳門をもっともよく象徴するゾーンとしていた⁽¹⁷⁾。

内港は水深が十分にあるため、貿易のために東南アジア・インド・アフリカ東部・ブラジル・リスボンとの間を往復する澳門のポルトガル船はこちら側に停泊することになっていた（中国側が定めた額船制度によって、澳門の貿易船は25隻に限定されていた。この枠を満たせない場合、名義貸しが行われていたので、実質的にはマニラからのスペイン船なども内港に入港・停泊していた）。また珠江とは異なるデルタ内のクリーク【図版2の⑦：Hong Shan or Broadway River】（“Inside Passage” “Macao Passage” などと呼ばれていた）を使って省城十三行との間を往復する定期便も内港発着であった（マカートニーは北京で提出した呈禀の中で、この内河を使った省城との往來の際の非課税もしくは税額の低減を要求した）。他方、内港とは反対側のプライア・グランデ（南湾）【図版1：左上・図版4の⑩】には、北から順に粵海関南湾分口・ポルトガルの澳門総督衙門【図版4の⑪】・イギリスの東インド会社ファクトリー（マカートニー以外の使節団のメンバーは、帰途にここに宿泊した）という、行政面で澳門を象徴する3棟のオフィスが並んでいたが、こちら側は遠浅であったため、虎門に向かう前に珠江遡上の許可を取り、水先案内人を雇う必要があった外国船の商人たちは、沖合に船を停泊させ、水上居民女性の操る小舟で粵海関南湾分口に赴かなくてはならなかった。

3 虎門

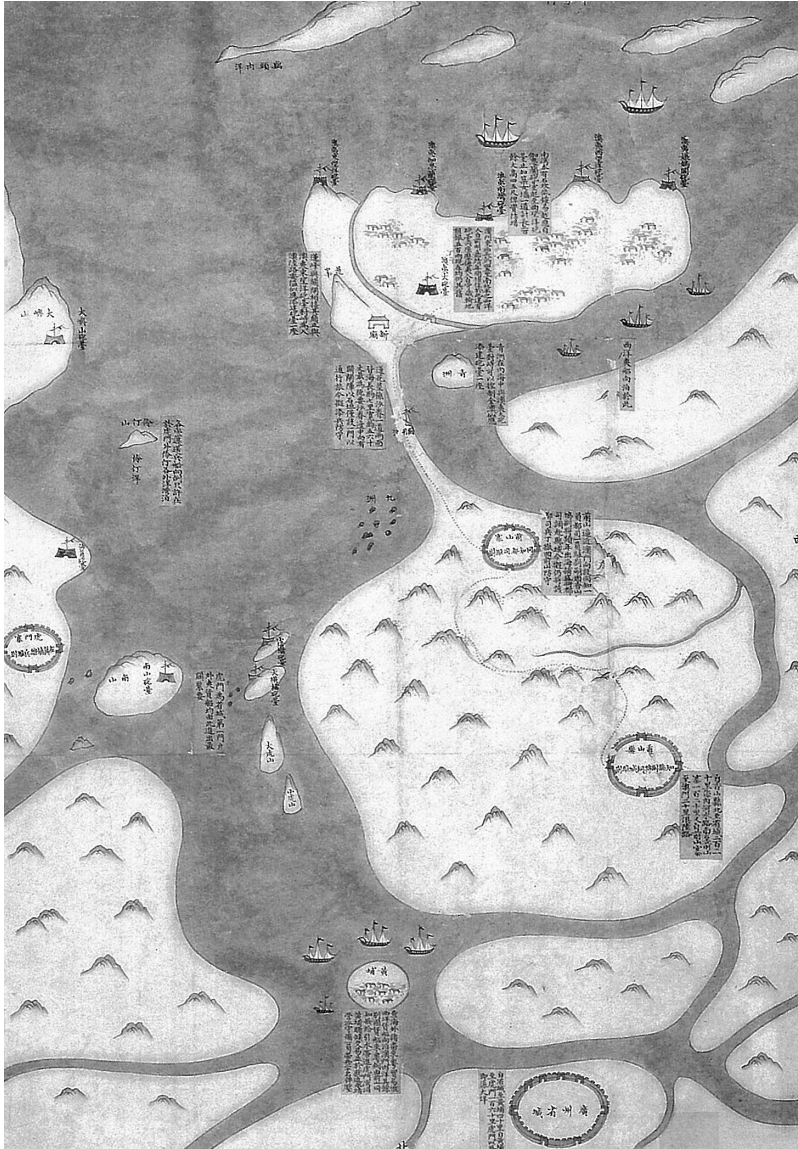
シャムの朝貢船・中国ジャンク船、そして粵海関南湾分口で珠江遡上の許可を得て水先案内人を確保した外国商船は、いずれも虎門【図版1：右上・図版2の⑧：Boca Tigris】を経由しなくてはならなかった（外国商船を護衛する軍艦は虎門より内側に入ることが禁止されていた）。虎門から終着点省城広州までの航行ルートには、ランドマークとしての風水塔、軍事施設としての関城・砲台、徴税機構としての粵海関分口という3つの系列の建築・施設が配置されていた。珠江河口の虎門には、関城としての虎門寨と沙角【図版2の⑨：

Chuenpee】・大角【図版2の⑩：Tycocktow Ft.】・威遠【図版2の⑪：Anunghoy Fts.】をはじめとする10基前後の砲台が3層に配置され、虎門から黄埔にいたる珠江の3分の2あたりの地点には、関城・砲台の機能を備えた蓮花城と風水塔としての蓮花塔【図版2の⑫：Large Second Bar Pagoda】が設置されていた（北京からの帰途、定海から出航し広東に先着した使節団の船5隻は、蓮花塔よりやや下流に位置する蠓墩に停泊させられることになる）。

4 黄埔

外国商船・シヤムの朝貢船の停泊地であった黄埔エリア【図版1：左下】は、黄埔島【図版2の⑬：WHAMPOA I.】・長洲島【図版2の⑭：DANE I.】・深井村【図版2の⑮：FRENCH I.】そして3島の間の水域という4つの部分から成り、珠江を遡上してきた外国商船・シヤムの朝貢船はここに停泊する決まりとなっていた（帰途の広州出発直前にマカートニーが訪問した時、東インド会社船9隻・地方貿易船3隻・オステンド船1隻・アメリカ船3、4隻がここに停泊していた）。この水域には多数の水上居民の船も往来し、船上の船員たちに対するサービスの一端を担っていた。黄埔島には規礼・船鈔を徴収するために粵海関黄埔分口が設けられ、また島内の黄埔村【図版2の⑯：Whampoa】には公行商人が祖先を祭祀するための宗族の祠堂や家塾・居宅などがあった。船員たちに食料などを供給する買弁、通事などもここから徴発された。他方、長洲島と深井村は、貿易が完結するまで船上に滞留することを余儀なくされた船員たちの遊歩の場所として指定され、伝染病などで死亡した船員たちの墓地もここに設けられていた。虎門から省城広州まで連続的に設けられた3系列の建築物としては、粵海関黄埔分口以外に、省城寄りの黄埔島南岸に位置する琶洲塔【図版2の⑰：WHAMPOA I. Pagoda】が、下流に位置する蓮花塔を引き継いで、上流の河南北岸に設けられた赤崗塔【図版2の⑱：HANAN ISLAND Pagoda】、さらには省城鎮海樓・花塔・光塔に、航行のためのランドマークを受け渡していた。

広東体制は4つのエリアとそれらを隔てる空間を組み合わせることによって、複数の機能を統制する機構だが、その中でも省城と澳門の2つが正対するペアとして特別の位置を占めていたことは、嘉慶14（1809）年のイギリスによる第2次澳門占領事件に際して、両広総督百齡が奏摺に付して上呈した附件「澳門図説」【図版5】によって視覚的に確認することができる。この機構においては、督撫・広州府知府から澳門海防同知を経由して澳門県丞へ、また粵海関省城大関から粵海関澳門総口へ、という省城から澳門に一方的的に向かう管理のベクトルが明快に形成され、さらに外国商人は貿易シーズンの間、保商の私宅である省城十三行の中に仮住まいしているにすぎないと中国側は見做していたため（中国側商人集団の呼称「十三行」がそのまま外国商人の住居の呼称「十三行」となっている）、



【図版5】

「澳門図説」『澳門歴史地図精選』華文出版社、2000年、75頁より転載。
最下部に楕円形の省城広州（「廣州省城」）、上部に蓮花状の澳門が描かれている。

広東体制の外国船貿易を端的に表現する際には、「彼らははるか澳門で交易を行っており（伊等貿易、遠在澳門）」「澳門に洋行を設け（在澳門開設洋行）」というように、もっぱらすべてを澳門に縮約して表現される傾向があった。また【図版5】において省城十三行が

欠如しているのはその視覚表現的な結果であり、同様に省城の知識人たちの記述に十三行に対する言及が全くないというのもその文字表現上の結末であった。

II 広州到着以前

1 筵宴（天津）と瞻觀（熱河）

乾隆58年2月22日（1793.04.02）、北上するマカートニー使節団が通過・停泊する際の準備について、直隸・山東・江南・閩浙各督撫あてに上諭が下された。福建・浙江・江南には「澳門」のように交易を一手に引き受けられる洋行がないので（「該處非若澳門地方、向有洋行承攬之人、可為讓價交易」）、あらかじめ広東巡撫の郭世勳に行文を送って、同地の洋行・通事など数人を準備させておき、使節団が交易を希望したらただちに広東に連絡してこれを送らせること、ただし使節団が直隸・山東から上陸するのであれば、「澳門」から呼び寄せるのではなく（「無庸調取澳門之人」）、四天主堂の宣教師（「四堂人」）に取り扱いを命じ、北京で交易を行うのが簡便であることがその内容であった【**匯編93**】⁽¹⁸⁾。実際には省城の公行商人が省城の十三行で行っていた商取引が、ここではあたかも澳門に洋行が設けられ、澳門で交易を行っていたかのような表現になっている。

使節団は5月13日（06.20）に澳門沖合の老万山に停泊、北京の宮廷で奉仕することを希望する宣教師2人を乗船させた後、浙江の舟山・山東の廟島を経て、6月17日（07.24）に天津河の東南10リーグの洋上に停泊した【**日記6-14**】⁽¹⁹⁾。到着直後から、天津の外洋は長期間は停泊できず、また軍艦ライオン（*Lion*）号（マカートニーが乗船）などでは航海中に病人が続出したとの理由から、船団を舟山に戻し、空き地にテントを張って病人を収容したいとの希望が使節団から提出され（そこには寧波地方における新たな交易への期待もあった）、まもなく中国側の許可を得た【**匯編119・126・360-361/日記21・25**】。熱河における瞻觀を終えた後、使節団は舟山に赴き、待機する船団とともに帰国するというのが当初のプランであった【**匯編127**】。

6月27日（08.03）、使節団の嚮導を命じられた長蘆塩政・欽差の徵瑞と直隸総督梁肯堂に対し、天子の恩旨を宣読する筵宴を設定すること、接見に際しては使節が叩頭を行うのであればこれを退ける必要はないが、無理強いせず、その国俗に従わせてよい、との上諭が下った【**匯編117-118**】。他方、この上諭をまだ受け取っていない徵瑞は、同日、天朝の盛事を誌すために「天津海口全図」「夷人船隻式様画図」を自ら描いて御覧に呈する（翌日に上呈された【**匯編356**】）と述べる【**匯編353**】とともに、ライオン号に赴くに先だつて、「外藩」の「使臣」が欽差である自分と相見える際の儀注（「陪臣之禮」）を伝えたと

ころ、使節・副使節が対等の会見（「平行相見」）を主張したため、国体を損なわないよう、天津道の喬人傑と通州副将の王文雄を代わりに遣って、表文と貢単を取りに行かせたと報告した【**匯編 351**】。これに対して、2日後の6月29日の上諭は、はなはだ度を超している（「所辦又未免太過」）、接見の儀礼で争うのは外国を懐柔する道ではないと叱責する一方、天津に到着済みの梁肯堂らが使節を接見したかどうか、〔接見した場合〕どのように接見したかを至急上奏させよ、と指示した【**匯編 119-120**】。

翌日の6月30日（08.06）、梁肯堂と徵瑞は海神廟で使節団を接見し、遠路の進貢を嘉して熱河で瞻観を行うという乾隆帝の恩旨を宣読した。その際、梁肯堂と徵瑞は廟内の東側に立ち（「東首站立」）、使節は脱帽し上を向いて恭しく起立した（「向上免冠竦立」）。さらに恩旨を宣読した後の接待では、使節たちは感謝の意を表すために、脱帽して手を合わせ（「免冠合掌」）、また脱帽して起立した（「免冠起立」）【**匯編 360**】。

他方、使節団側が漢文に訳出していた貢単（表文は鍵のかかった筐に入れられ、天子に面呈するまで開けることが許されていない、また副表もない、とマカートニーが主張したため、この段階では表文の中身は明らかになっていない【**匯編 352**】）が上呈されてから、上諭のトーンは一変した。まず、嚮導のために徵瑞に加えて直隸総督の梁肯堂まで派遣することは、優遇を笠に着た使節の倨傲ぶりをいっそう助長するとして、梁肯堂は筵宴が済んだ後、いったん永定河の水防に戻り、熱河には8月初旬になってから参上することが命じられた。ついで貢物の機器について、訳出された貢単中の表現が誇大・自尊に過ぎるとして、使節団の職人が機器を設置する際に、做鐘処の名人を同席させて組み立て方を熟知させ、徵瑞は使節との閑談の折りに、汝の国が持参した貢物はもともと天朝が有しているものである（貢物を欲しているわけではない）旨を知らしめよ、との指示が与えられた。とりわけ問題となったのが、貢単中の「欽差を派遣して来朝する（「遣欽差來朝」）」という表現であった。朝貢の「使臣」をどうして「欽差」と呼ぶことができようか、見識の低い護送の官員たちが分別なく「欽差」と称するようなことがないよう、あらかじめ「貢使」の呼称で統一させよ、というのが上諭の指示であった【**匯編 120**】。これに対して梁肯堂と徵瑞は、「欽差」は使節団の通事が自らそう称したのに過ぎないと奏覆したが【**匯編 363**】、乾隆帝はこれに満足せず、まず軍機大臣に命じて漢訳貢単原本中の「欽差」の2文字を「貢差」「敬差」に改めさせ、次いでに徵瑞らが抄出した写しの方もこれに倣って改めることを命じた。これを受けて写しを改めた徵瑞はさらに、使節団が上陸して以来、内地の官民はみなこれを「紅毛貢使」と呼び「欽差」と呼んでいる者は皆無であること、また改める前の写しは外部には絶対に流出していないことを付け加えることを忘れなかった【**匯編 367-368**】。

7月4日(08.10) 晩、使節団を乗せた船は天津府城外に到着、翌5日使節は総督衙門に設定された筵宴の儀に臨んだ(対岸には広大な「芝居小屋」が臨時に設営され、「ドラマ」や「パントマイム」が休みなく演じられていた【日記28】)。筵宴の際、正・副使節は上を向いて「脱帽し叩頭した」(「初五日、即於公所設備筵席、以禮款待、該正副使向上免冠叩首」)。筵宴の様子を伝える梁肯堂のこの奏摺を読んだ乾隆帝は、「脱帽し叩頭した(「免冠叩首」)」の4文字の左にすかさず「諭旨あり(「此處有旨」)」と硃批を加え【匯編364】、あらためて7月8日(08.14)の梁肯堂・徵瑞あての上諭において、海神廟における使節の接見を伝えた先の奏摺では、使節は脱帽し恭しく起立した(「免冠竦立」)と述べていたのに、今回の筵宴で「脱帽し叩頭した(免冠叩首)」としたのはいかなる訳かと問いただした。続いて、梁肯堂(「欽差」)の二文字をめぐる乾隆帝の執着ぶりを考慮して、「竦立」に代えて「叩首」の二文字を使ったものと思われる)に対して乾隆帝は、筵宴の際に実際に叩頭したのであればそれでよいが、たんに脱帽して頷いた(「免冠點首」)程度ならば、使節に対して、外藩の瞻覲は、陪臣が三跪九叩礼を行うにとどまらず、国王自らが来朝した場合でもこの礼に従うことになっている、これに従わない場合は他の使臣の笑いもの、引率の朝臣の容れざるところとなると婉曲に伝え、熱河到着後は謹んで天朝の礼節を遵奉するようにさせよ、と指示した【匯編129】。さらに徵瑞に対しては、使節は本当に恭順か、傲慢の体はないか、庇うことなく事実即して上奏して来い、という上諭を同日発した【匯編130】。

乾隆帝の上諭が下った翌日、7月9日(08.15)の朝、徵瑞が「いつもよりひときわ形式ばった顔つきをしてやって来」て、「宮廷儀礼の問題を、私が感嘆せざるをえなかったほどの技巧と手際と婉曲さをもって話の中に持ち込んだ。」とマカートニーは日誌に記している【日記36】。上諭を受けた徵瑞は、7月12日(08.18)の奏覆で、梁肯堂とともに海辺で恩旨を宣読した際は、使節は脱帽して頭を下げる(「免冠俯首」)のみであったが、熱河で天子に瞻覲する際には三跪九叩礼が求められると聞いて、その後、欣然として学習し、天津の筵宴の際には片足を屈して跪く(「屈一足作跪」)ことができるようになったと回答したが【匯編374】、翌日のマカートニーの日記は「これは彼らにとってはきわめて深刻な問題であるらしく、いたくご執心のように見える。…彼等はこの問題では、私が彼らの望むほどには従順ではないことを知って、いささか落胆している様子である。」と記している【日記45】。跪拝に習熟しなければ瞻覲に臨むことができないという軍機処からの割文(7月12日)【匯編133】を受けて、以後、北京(7月15日到着。当初は円明園に滞在、後に内城に移動。7月27日に出発)から熱河到着(8月4日)にいたるまで、自ら実演しつつ叩頭に誘導しようとする欽差徵瑞【日記56】と、これを拒否し、どうしても叩頭をせざるを得ない場合は、引き替えに中国側もイギリス国王に対して叩頭することを主張したマカートニー【日記

58-59・86-87】の間に実りのない折衝が続いた。

使節団が熱河に到着した8月4日(09.08)、副使節のG.L. ストーントン (George Leonard Staunton) が5人の閣老の接見を受け、表文の写しを提出する約束をした【日記86】。その翌日の8月5日(09.09)～6日にかけて、熱河到着後、使節が病を偽って跪拝を習わず、一向に礼儀に習熟しないとの不満を露わにした、山東・江南・江西・広東各督撫あての上諭・廷寄各1通、および北京に残留した王大臣あての上諭1通が発せられた(「昨因英吉利國貢使前來熱河、於禮節托病不到、多未諳悉、朕心深為不愜」)【匯編147-148・535】。広東に赴く使節団(先に舟山に戻った船団に病人が続出したため、これを先に帰国させ、使節団は内陸の水路を使って、広東経由で自国商船に搭乗して帰国するよう方針が転換されていた【匯編145】)が通過する各省督撫あての上諭では、帰路の供給は優遇する必要がないこと、また北京の王大臣あての上諭では、北京帰還後の使節に対する待遇を格下げすることが指示され、さらに廷寄では、使節帰国後も「澳門の洋行」は継続してイギリス商人と取引を行うから、イギリスの商船が広東の口岸に停泊する際は、通常の交易に比して特段に警備に努めること、またまもなく熱河に到着する前両広総督福康安(現広東巡撫の郭世勳と3年間、任をともにしていた【匯編453】)にこの旨を面論するが、それに先んじて広東巡撫の郭世勳に伝諭して手拔かりなきよう警戒させよ、との指示が与えられた【匯編535】。

この3通の上諭に続く、唐突かつ手短な内容の8月7日(09.11)付の在京王大臣あて上諭【匯編149】-軍機大臣の訓戒を経て、使節たちはすこぶる悔懼を知り、本日軍機大臣に謁見した際の礼節もきわめて恭順であった、それに鑑み使節にはあらためて従来通りの恩視を加えることにする、北京に帰っての筵宴・賞賜などの段取りは天子回鑾後の指示に従え-を最後に、跪拝をめぐる中国側の遣り取りはぴたりと終わりを告げる。8月10日(09.14)の瞻覲は、和珅をトップとする5人の軍機大臣(その末席が行走の戸部侍郎松筠であった【匯編189・458】)の嚮導のもと、5時間にわたって執行された。ペギーからの3人の使節・カラムイク人からの6人のイスラム教徒の使節も参席し、儀式の最中、種々の余興が御幄の向かい側で演じられていた【日記93-94】。

8月11日(09.15)と13日の両日は、軍機大臣の和珅・福長安・松筠、前両広総督・内閣大学士の福康安が同行して、万樹園の観覧が行われた(13日は、松筠以外は途中で退出した)。福康安は「四面四角で、近寄りやすいものがあった。」「彼は両広総督をしていたことがあり、ヨーロッパ人の慣習や性格を注意深く観察したことのある人のように見受けられる。」というのがマカートニーの第一印象であった【日記99】。瞻覲も終え天子に対する敬意も表したので、ヒンドスタン (*Hindostan*) 号のマッキントッシュ (William Mackintosh) 船長を、船団が停泊している舟山に先に戻らせたいというマカートニーの希望を、定制に

悖るとしてにべもなく退けたのも福康安であった【日記100】。

8月15日(09.19)、マカートニーは来訪した徵瑞から、使節団を主題とした会議が最近開かれ、和珅はこの会議に福康安を出席させ、さらに元粵海関監督も獄中から呼び出して意見を聞いた、という情報を得た。徵瑞よりも重要な人々の間に、使節団に対して好意的ではない雰囲気があるのではないか、という悪い予感をマカートニーは抱いた【日記119】。

2 表文と第1の勅書(熱河/北京)

使節団は8月17日(09.21)に熱河を出発し、8月22日(09.26)到北京に到着した。この間、清朝側では、訳出された表文中の要求－使節の北京常駐(マカートニーが徵瑞から聞いた、使節団を主題とした会議とはこれをめぐるものであった)－に関する上諭と劄文がそれぞれ2通ずつ発出された。8月19日(09.23)に、まず使節団の帰路の対応にあたる長麟(現浙江巡撫、両広総督に陞任)・吉慶(現山東巡撫、浙江巡撫に調任)・郭世勳(広東巡撫)あてに、表文内に使節の北京常駐(「派人留京居住」)の一節があり、これは断じて容認することができないこと、イギリス国王にはすでに勅書を発して明白に論駁していること、勅書を受けとったイギリス国王の指示で、イギリス人がポルトガル人と結託して澳門で騒動を起すかもしれないので、長麟は広東到着後、随時備えをしておくこと、またすべて巡撫の郭世勳と相談のうえ海防に留意すること、帰国に際しては、船がまだ舟山で待機している場合は、使節団は浙江に赴いて乗船してともに出発し、船が先発している場合は、長江経由で浙江から陸に上がり、「広東澳門」に赴いて、適宜、自国の商船に乗って帰国する、という2つの可能性があることなどが指示・確認された【匯編159-160】。ついで翌8月20日(09.24)には、使節の北京常駐に論駁したイギリス国王あての勅書【匯編165-166】、および北京への帰路および到着後の使節に対する扱いを指示する徵瑞あての劄文2通【匯編160・161-162】が下された。

その後、8月27日(10.01)と翌8月28日に、ふたたび長麟と郭世勳あての上諭が立て続けに発出され(宛先として、前者には使節団の帰路にあたる江蘇・安徽・江西各督撫が、後者には広東のもう一人の関係者、粵海関監督蘇楞額が加えられていた)、船団は浙江から帰国、使節団の方は長江経由で「澳門」から自国の商船に乗って帰国するようになったことを受けて(8月27日にマカートニーは広東経由で帰国したいという旨の書簡を和珅に送っていた【日記125】)、船団が広東海域を通過する際は、順風であれば先に帰国させ、使節団を待つという理由で逗留させないこと、また北京常駐の要求を果たせなかった使節が、帰路の「広東澳門地方」で西洋各国と結託して扇動を行うのを予防すること、さらに使節が北京常駐を拒否した論旨を改竄し、朝貢の際に受けた優遇を笠に着て、各国の貿易を管

理するようにならないよう留意すること、長麟はこの上諭を受けた後、人を遣って嘉興付近で浙江巡撫の関防を吉慶に託し、自らはただちに広東の新任に赴いて郭世勳とともにこれまで下された上諭（「節次諭旨」）に従い、極秘裏に査察を行うことなどが命じられた。8月28日の上諭は、「六百里」の送達・回答を以てすることが指示され、乾隆帝自身が末尾に「朕はとても気に病んでいる（朕為此事甚縈念也）」と付け加えているように、あくまで使節帰国後の広東の動向に注意を喚起した以前の廷寄（8月6日）・上諭（8月19日）に比べて、いっそう切迫し緊張感に満ちたものとなっていた【**匯編 168-170**】。

3 呈稟と第2の勅書（北京）

8月28日（10.02）、円明園で和珅・福長安・福康安の接見を受け、早々の出立・帰国をほめかされたマカートニーは、イギリス国王の負担による自らの北京宮廷駐在を再度持ち出し、加えて国王の訓令の内容、およびその中の諸要件（6条にわたる要求）を大づかみに説明した。その後、宿舎に帰って、表文に対する天子の勅書が、明日手渡されるはずであるということを知らされた【**日記 125-128**】。翌8月29日、体調不良を押してマカートニーが城内の宮殿に赴くと、肘掛け椅子の上に勅書が置かれていた。勅書は宿舎に届けられると和珅は述べ、内容については説明しなかった。昨日の諸要求についてマカートニーが再度注意を喚起したところ、和珅は書面にして提出したらどうかといった。午後まもなく勅書が宿舎に運ばれ、マカートニーは急いで諸要求の書面を和珅に届けさせた【**日記 128-131**】。

その翌日の8月30日（10.04）⁽²⁰⁾、6条の要求に論駁するイギリス国王あての2通目の勅書が直ちに発せられた【**匯編 172-175**】。同日、これに合わせて内閣あてに、使節団は松筠の嚮導のもと（マカートニーは松筠の嚮導を9月1日（10.05）に聞いた【**日記 137**】）、9月3日に北京を出発、内河の水路を使って「広東澳門」に赴き、同国の商船に搭乗して帰国させる旨の上諭が下された【**匯編 175**】。同時に、直隸・山東・江南・江西・広東各督撫には、使節団の帰路に関する同様の情報に加えて、表文および呈稟（6条の要求を並べた書面を指す）の要求に対しては勅書を以て明白に論駁したこと、また嚮導の松筠に協力して帰途の使節団の行動を首尾よく管理することを命じ【**匯編 175**】、他方、浙江巡撫の長麟に対しては舟山の船団をただちに出帆させよとの指示が下された【**匯編 176**】。続いて翌9月1日（10.05）、直隸・山東・江南・浙江・福建・広東各督撫および粵海関監督あての上諭において、前日の上諭では明らかにされなかった呈稟中の要求の一部－天津・寧波における貿易の許可、舟山の海島および広州省城に近接する一箇所の提供、および該所における外国商人の居住と貨物保管の許可－が紹介され、使節団通過の際の隊伍の整備、舟山・澳門の諸

島嶼の防備、天津・寧波への来航英国船の駆逐、山東廟島および福建台湾における海防の強化、舟山における内地漢奸の取り締まり、口実を与えないための粵海関の徴税の公正化などが指示された【**匯編 176-177**】。呈稟の提出にともない、警戒の対象が広東から沿海部全域にまで拡大されたのである。

4 松筠・長麟と乾隆帝の面論（嘉興）

9月3日（10.07）の北京出発に際して、乾隆帝の面論が使節団を嚮導する松筠に与えられた。松筠は軍機処行走として奏摺（報告）と上諭（指示）のやりとりの中枢にあり、今回の使節に関する経緯の一部始終（跪拝をめぐる確執・表文と第1の勅書・呈稟と第2の勅書）を知悉していた（「此事松筠在軍機處行走、面聆諭旨、其顛末係所深悉、松筠起身時、朕復詳加面諭」【**匯編 186**】）。また松筠は、熱河で儀礼を主持していた軍機大臣等5人の末席として、瞻謁の際の「貢使」マカートニーの様子を目の当たりにしていた（「再該貢使前在熱河瞻謁、曾派軍機大臣和珅等五人照料、此是該貢使所目擊者、…我（松筠）在爾所見大臣五人中位次居末」【**匯編 189**】）。このような松筠に使節団の嚮導を命じたのは、両広総督の任に赴く長麟に乾隆帝の面論を伝え、それを広州で実行に付するためであった。

9月3日（10.07）の正午、使節団は宿舎を出発し、城内を通過する途中で和珅の邸宅に立ち寄り、呈稟に対する第2の勅書を受領した。数名の閣老が同席する中、福長安と福康安はいまいましそうな顔をしているようであった、とマカートニーは日記に記している【**日記 138/ 匯編 179**】。帰途については、当初（8月19日）から、船団がまだ舟山で待機している場合は、使節団も浙江に赴き乗船してともに帰国し、船団がすでに出帆している場合には、使節団は長江を経由し、浙江から陸路で「広東澳門」に赴き、イギリス商船に搭乗して、船団とは別に帰国するという2つのプランが想定されていたが【**匯編 160**】、出発当日の段階では後者、すなわち浙江の長麟が広州に先発し、それを追って松筠と使節団が内陸経由で南下、定海に停泊している船団5隻は別に海路で帰国するという、三者が互いに切り離された三様の動きをすることになっていた（この場合、松筠は広州到着後に長麟に面論を伝達することになる）。以後、双方の事情と思惑の中で、プランは三変し、三者の動きは複雑に連動・交錯することになる。

翌9月4日（10.08）、舟山停泊中の船団からマカートニーにあてた書簡に、4隻は先に出帆させたが、残る1隻は舟山に待機し、〔使節団を離れた〕マッキントッシュ船長が戻るのを待って出発するという文言があることを受けて、もし定海に船が残っているのであれば、使節を浙江に急行させ乗船して帰国させるという方向性が、急遽、上諭で長麟・吉慶および松筠に伝えられた【**匯編 178・179**】。この場合、長麟は予定通り、杭州府城に到着する

新任浙江巡撫吉慶と会い、引き継ぎを行ったうえで広州へ向かうが、松筠の方は行く先を浙江に変えて、舟山から使節団を出帆させ、さらに使節団が「澳門」に寄港する場合は、内河経由で「澳門」に急行し、長麟・郭世勳とともに事にあたるということになる（この場合もやはり松筠は、広州到着後に長麟に面諭を伝達することになる）【**匯編402**】。

次いで、病人の回復を待っている船団5隻が、実際にはまだ舟山から出航していないことを確認した上で、9月7日（10.11）付の上諭において、長麟は関防を吉慶に託してすでに広州に向かっていたとしても、すぐさま浙江に取って返して、松筠・吉慶と協力して商品購入を迅速に処理し、使節団をただちに帰国させること、松筠は杭州府城に到着したら長麟と面会し、長麟が乾隆帝の意図を体して適切かつ遺漏なく実行できるよう、一切の面諭を詳細に伝え（「松筠到浙、與長麟會晤、即將朕面諭一切、詳細告知、體貼妥行、不可稍有遺漏」）、使節団が出航したら北京にもどって復命すること、長麟はその後、広東に赴いてこれまでの一つ一つの上諭（「節次諭旨」）にしたがって隠密かつ適切に処理するが、もし使節団が「澳門」に寄りたいということであれば、内地経由で急行し、使節が「澳門」に到着する前に、準備を行うことなどが指示された【**匯編181**】。長麟にわざわざ浙江に取って返すことを命じたのは、乾隆21（1756）年に寧波に来航し、1万5千余両を未払いのまま帰国したJ. フリント（James Flint）にかこつけて、あらかじめ寧波の商人たちに交易の厳禁を指示した上で、交易を希望する使節団を浙江から帰国させ、呈稟で要求した浙江における交易および居留地の獲得が不可能であることを納得させる、という長麟のプラン【**匯編396-397**】を首尾よく実行するためであった（乾隆帝は「長麟の調査ははなはだ周到かつ綿密」（「長麟所查、甚為周細」）「細心」と高く評価していた【**匯編182・186・411**（硃批）】）。

9月7日（10.11）付の上諭で、使節団が「澳門」に寄港する際は、長麟は内地経由で広東に急行しあらかじめ準備を行えと指示した後、乾隆帝は「この件は事情に詳しい長麟が一人で処理するのがよい（「此事係長麟一手經辦、較為熟諳」）」と続けており【**匯編181**】、この準備が軍機処を通じて下された、直前にある「これまでの一つ一つの上諭（「節次諭旨」）」とは異なる、松筠を通じて伝達され機密性を帯びた乾隆帝の面諭に関わるものであることをうかがわせる。また、この上諭が下された同じ9月7日⁽²¹⁾、乾隆帝は8月29日（10.03）付の長麟の奏摺中の「其經過時、仍應照例供給、俾無缺乏、尤須自存體統、示以威重」という2行中の「尤須自存體統、示以威重」の右側に「松筠が伝える面諭を、朕の意を体して適切に行え（「松筠面交之旨、體貼妥行」）」という硃批を加え、さらに奏摺の末尾に重ねて「松筠と会った時に、いっそう詳しいことが分かる（「與松筠相會、自益加詳悉」）」という硃批を書き込んだ【**匯編395-396**】。この「其經過時、…示以威重」の一節は、

使節の北京常駐の要求を論駁した旨を伝える8月19日(09.23)付上諭【匯編159-160】中の「使節団が通過するルートは浙江・広東のどちらかである。長麟は使節団が広東を通過する際、〔朝貢の〕定例どおり食事などの不足がないよう供給を行い、〔接見の際の〕態度はなべて大原則を固持し、威厳を示せ。もし彼らが妄りに請願を行うようなことがあれば、詞厳しく義正しく、徹底的に論駁して、過ちを見逃して際限ない要求の端緒を開いてはならない(是該貢使行走兩路、皆不出浙江・廣東地方、長麟於該貢使經過時、所有飯食等事、自應照例供給、俾無乏缺、至於禮貌、一切總宜自存體統、示以威重、伊等如妄有干請、即當詞嚴義正、嚴加駁飭、不可過事有容、以致啟其冒瀆無厭也)」という一文を長麟が約めて再引用したものである。乾隆帝の面諭の中に、朝貢のプロトコルの中に組み込まれた、使節団に対する両広総督長麟の接見の儀礼をめぐる指示が含まれていたことがここからわかる。

9月22日(10.26)、使節団を嚮導し山東省内の大運河を南下中の松筠が、3件の報告を行う奏摺1通を奉った。1件目は今月20日に硃批奏摺を拝受したこと、2件目は9月17日に下された上諭を拝受したこと、3件目は天子からの「奶餅一匣」の恩賜を拝領し、正・副使節が松筠の船に来て謝恩したことである。1件目の硃批奏摺とは、山東省德州に到達したことを慶成との連名で報告した奏摺(9月15日付)【匯編429-430】に硃批「よろしい。了解した(「好、知道了」)」が加えられて(9月17日【匯編266:464号文書】)繳回されてきたものを指している。奏摺本体・硃批ともに重要な内容を含んでいないので、拝受したという報告のみに止められている。2件目の上諭は、軍機処行走として一部始終を知悉している松筠に、出発の際にさらに詳細な面諭を加えたので、10月半ばに浙江に到着したら、長麟・吉慶に面諭の指示を詳しく伝え、三人で協議・処理すれば、万事宜しきを得、朕の委任に違わないであろう(「計松筠於十月半間可抵浙江、與長麟・吉慶會晤、松筠將朕面為指示之處、詳悉告知伊等、三人公同商辦、自然諸事合宜、副朕委任」)という内容であった【匯編186】。3件目については、奶餅拝領の謝恩の後に正・副使節から別件の伺い―定海から乗船して帰国する際、ついでに「廣東澳門」に寄港して自国の商人たちの様子を見たいので、大船に乗って黄埔まで行ってもよいか―があり、自分はあちらの状況には明るくないものの、黄埔は広州省城からわずか30余里しか離れていないと仄聞しているから、大船で直に赴いてよいはずがないと考え、澳門はもともと前たちが貿易を行っている港であるからよいが、黄埔は断じて不可であると答えた、という報告であった。これを踏まえて松筠は、黄埔が各国商人が大船で行ってよいところかどうかを確認すること、自分が杭州府城に到着したら、一連の顛末および数度にわたる面諭を長麟に詳細に伝え、聖意を十分理解させたうえで、ただちに広東に向かわせることを提案した。使節が黄埔まで行くとす

れば、「広東で行うべきこと（廣東應辦之事）」は浙江よりもはるかに緊急かつ重要となるのに、海路の使節団を送り出してから長麟が陸路で広東に向かうと、使節の澳門到着に後れを取ってしまう可能性があるからである（「此時夷使既往澳門、兼欲前赴黃浦〔埔〕、是廣東應辦之事、較之浙省、尤關緊要、奴才愚昧之見、或奴才一到杭城、會晤長麟、即將此事之顛末及奴才疊次面聆皇上諄切訓諭、一一詳晰告知長麟、俾能領會聖意、…似可即由杭城先令長麟馳赴粵省」）。面諭に言及した2件目の9月17日の上諭を念頭におきつつ、省城に近接した黃埔に行くという使節の要求は面諭の指示に反しているから、面諭の意図を長麟に十分理解させた上で、広東へ急行させた方がいいのではないかと松筠は提言しているのである。この松筠の提案に対して、乾隆帝は「その通り（是）」「はなはだ好い（甚好）」「まさにかくあるべし（自當如此）」「おまえの奏摺を見て欣快の至りである（欣悦覽之）」という硃批を加えた【匯編 442-445】。

松筠のこの奏摺に対して、松筠は「一を知って二を知らない（「所言竟屬知其一、不知其二」）」という9月25日付の松筠・長麟・吉慶あて上諭が下された。使節の要求に対する松筠の対応が正しいことは加えられた硃批が示している通りであるが、「西洋」各国の商人はすべて「澳門」で交易を行っているから、イギリス船は黃埔に停泊してはならないというのは、松筠が広東に行ったことがなく、その状況に通じていないための認識不足である、前任の両広総督福康安によれば、在任中にイギリスの貨物を黃埔で査驗した際に大船にも行ったことがあるとのこと、つまり黃埔がもともとイギリス貨物船の停泊地であり、澳門の方にイギリス船はないのである、おそらく広東での任官経験がない長麟もこのことを知らないだろう、というのである。したがって黃埔に寄りたいという使節の要望は阻止したいが、その際はイギリス使節に惑わされて結託することがないように、密かに「澳門」の他の「西洋」商人に注意を喚起しておくこと、また長麟の方が先着し郭世勳とともに余裕を以て準備できるよう、松筠の提言に従い、松筠と面会して一切の段取りを決めた後、長麟は広東に急行することが指示された【匯編 190】。3日後の9月28日付の上諭はさらに松筠は接見の際に黃埔に行ってもよいと使節に伝えること、使節が澳門に做った黃埔における房屋の建造・砲台の設置を請願しても、長麟は絶対にこれを許してはならないこと、また広東に先着する長麟は、使節の広東通過に備えて段取りをしておくべき諸事（「所有貢使經過廣東應行籌辦各事宜」）を郭世勳とともに余裕を以て準備しておくことがあらためて命令された【匯編 191】。

松筠と乾隆帝・軍機処の間のこの一連の遣り取りにおいて、事柄の核心（面諭の指示）が使節団を省城に接近させないことにあり、その際に問題となるのは、実は黃埔ではなく、省城外西関の地に位置していた十三行であったことが、9月25日付上諭の作成プロセスか

ら明らかとなる。〔A〕は軍機大臣が作成した原案である。これを乾隆帝が硃批を以て〔B〕に修改して【匯編545-546】、そのまま9月25日付の上諭【匯編190】として発出された⁽²²⁾。

〔A〕ただ松筠は一を知って二を知らない。従来から「西洋」各国の商人はみな澳門で交易を行い、「紅毛」の各船はもっぱら黃埔に停泊し、その貨物は小舟で〔省城〕十三行に搬送され、保管・発売されている。また福康安によれば、以前廣東在任時、黃埔でイギリスの貨物を査驗するために、自ら大船に赴いたこともあるとのことである。すなわち黃埔がもともとイギリス貨物船が停泊する場所であり、澳門の方にはイギリス船はないということである。松筠が使節に、澳門の港が従来からのお前たちの交易の地であり、黃埔には大船は行くことができないし、規則上許されてもいないといったのは、話がまったく転倒している。松筠は廣東に行ったことがないから、当然その状況にも通じていない。長麟も廣東に任官したことがないから、おそらく同様だろう。

但松筠祇知其一不知其二、向來西洋各國夷商俱在澳門交易、而紅毛各船專在黃浦〔埔〕地方灣泊、所有貨物、由小船撥運至十三行、存貯售賣、且據福康安稱、前在廣東時、即于黃浦〔埔〕地方查勘啖咭喇貨物、親至大船觀看、是黃浦〔埔〕本係該國貨船停泊之處、而澳門轉無啖咭喇船隻、今松筠向該使臣、諭以澳門口岸係爾等向來貿易之地、黃浦〔埔〕地方、大船亦不能去、例上亦不准去、所言竟屬倒置、松筠未曾到過廣東、於彼處情形、自未能熟諳、即長麟亦未在廣東居官、恐亦不能知悉

〔B〕ただ、「西洋」各国の商人はみな「澳門」で交易を行い、「紅毛」の各船は黃埔に停泊することが許されていないという松筠の一文については、福康安によれば、以前廣東在任時、黃埔でイギリスの貨物を査驗するために、自ら大船に赴いたこともあるとのことである。すなわち黃埔がもともとイギリスの貨物船が停泊する場所であり、澳門の方にはイギリス船はないということである。松筠が使節に、澳門の港が従来からのお前たちの交易の地であり、黃埔には大船は行くことができないし、規則上許されてもいないといったのは、一を知って二を知らないのである。松筠は廣東に行ったことがないから、当然その状況にも通じていない。長麟も廣東に任官したことがないから、おそらく同様だろう。

但松筠所言西洋各國夷商俱在澳門交易、而紅毛各船不當在黃浦〔埔〕地方灣泊一節、今據福康安稱、前在廣東時、即於黃浦〔埔〕地方查勘啖咭喇貨物、親至大船觀看、是黃浦〔埔〕本係該國貨船停泊之處、而澳門轉無啖咭喇船隻、今松筠向該使臣、諭以澳門口岸係爾



【図版6】

「清乾隆 紫檀牙雕広州十三行図挿屏」故宮博物院・香港中文大学文物館編『清代広東貢品 *Tributes from Guangdong to the Qing Court*』故宮博物院・香港中文大学文物館、1987年、102頁より転載

等向來貿易之地、黃浦〔埔〕地方、大船亦不能去、例上亦不准去、所言竟屬知其一不知其二、松筠未曾到過廣東、於彼處情形、自未能熟諳、即長麟亦未在廣東居官、恐亦不能知悉

乾隆帝が硃批で指示した〔A〕から〔B〕への改変のポイントは、〔松筠の認識に対する手厳しい評価（「所言竟屬倒置」）を和らげる（「所言竟屬知其一不知其二」）ということを除けば〕要するに「その貨物は小舟で〔省城〕十三行に搬送され、保管・発売されている（「所有貨物、由小船撥運至十三行、存貯售賣」）」の一節を削除して、省城に近接した十三行－貿易シーズンの間、将来された商品が黄浦から搬送・保管され、外国商人が常駐して中国側公行商人と取引を行う空間－の存在を筆に載せること自体を忌避したというこの一点である。粵海關監督から献上された精緻な紫檀象牙彫りの衝立【図版6】を見ていたはずの乾隆帝は、十三行が

洋風建築を連ねるファサードを持ち、そのすぐ右手に省城広州が控えていたことを知っていたに違いないのである。

9月29日（11.02）、使節団の行程の3度目の変更が、松筠・長麟・吉慶あての上諭で通達された【匯編192-193】。重病人が多いことを理由に、定海停泊中の船団のうち、4隻が9月8日に出航してしまい、使節団を乗せるための1隻（ヒンドスタン号）だけが残っているという報告を受け【匯編435-448】、松筠を通じてマカートニーにその旨を伝えたところ、やはり病人がいるヒンドスタン号に多人数が乗り込むのは恐ろしいから、浙江に到着した後、重量のある荷物と数名の従者だけをヒンドスタン号に乗せ、残りの使節団は手荷物を携帯して、当初のプラン通り広東へ向かいたいという請願があったのである【匯編449-450/日記161】。これを受けて上諭では、使節団を嚮導している松筠は浙江に到着したら長麟と面

会し一切の面諭を伝えること、その後、長麟は使節団を嚮導して江西省経由で広東に向い、イギリス商船に搭乗、帰国させる（その際長麟は、松筠が数度にわたって受けた面諭にしたがって適切に処理する）こと、他方、松筠は吉慶とともに舟山に赴き、荷物と従者を乗せた後、北京に戻り復命することが指示された【**匯編 192-193/ 日記 166-167**】。

10月5日（11.08）、使節団を嚮導した松筠は嘉興で長麟・吉慶と面談し、一つ一つの面諭とこの件に関する乾隆帝の処理の一部始終を長麟に詳細に伝えた（「茲奴才松筠、於初五日行抵嘉興、會晤長麟、謹將節次面奉訓諭、睿慮周詳辦理此事之顛末、細向奴才長麟、逐一詳晰宣傳、奴才長麟敬聆之下、悉心體貼、惟有竭力遵循…」）。その後、10月10日、長麟は使節団を率いて広東へ出発、同日松筠と吉慶は寧波へ向かった【**匯編 475**】。

行程変更の上諭が下される2日前の9月27日（10.31）、広東では定海を先発した船2隻が澳門沖合の十字門外洋に停泊しているのがすでに確認され、諸外国人との結託がないよう、虎門内の蓮花塔よりやや下流に位置する壕墩に暫時繋留させられた（壕墩は「西洋人」が居住している澳門からも、その他の各国船が停泊している黄埔からも距離があったのである）【**匯編 463**】。続いて10月1日（11.04）、広東巡撫郭世勳と粵海關監督蘇楞額は、広東でなすべき諸事（「粵東事宜」）を先行して準備するよう新任の両広総督長麟が諭旨・奏摺・抄寄などを送ってきたことを伝えるとともに、先着した4隻に使節団の広東到着をそのまま待つよう指示したと報告した【**匯編 466-467**】。この措置は、10月1日付の郭世勳・蘇楞額のこの奏摺がまだ届いていなかった10月16日（11.19）付の上諭（ここではじめて長麟と使節団が江西経由で広東に向かうことが郭世勳と蘇楞額に伝えられた）の指示と期せずして一致したため、郭世勳には大荷包一對・小荷包4個が下賜されることとなった【**匯編 196-198**】。

長麟と使節団が浙江省玉山县に到着した10月17日（11.20）、マカートニーは広東貿易に関する11箇条の要求（省域内外の自由な行動・珠江上の小島もしくは珠江近辺の土地の病院としての利用・貿易シーズン外の省城駐在・公行制度の廃止など）を簡潔にしたための文書を長麟に渡した【**日記 180・242-244**】⁽²³⁾。おそらくこれに危機感を抱いたのであろう、浙江と江西の省界に到った翌10月18日（11.21）、長麟はイギリス国王あての勅書2通（広東に向かう途上、長麟はこれをマカートニーに宣読し、逐字解説していた）について、帰国後国王に閲覽、遵守させるために、文書形式（「牌文式様」）を合わせたものをあらためて発給してほしいとの請願が使節からあった旨を上奏した。これに対して、請願通り勅書2通を抄録し、六百里の駅伝で広東の長麟に届け、形式を合わせた上で使節に直接手交し、ただちに帰国させることが、11月18日付の上諭で指示された【**匯編 79-80**】。

10月17日の接見の際、長麟はマカートニーに対して、イギリス国王が再度使節を派遣す

る気があるかどうか、派遣するとすればいつ頃になりそうかという探りを入れた。これに対してマカートニーは、もともとの構想は公使の中国常駐にあり（自身がそのまま相当期間とどまることになっていた）、その目的が達せられるようならば再派遣の可能性はないわけではないが、時機を予測することは難しいと回答した【日記179-180】。この回答を長麟は、再度の朝貢は早くから決まっているが、遠路ということもあり年月は決めがたい、次に朝貢するときは表文・貢物を両広総督衙門に呈送し、その旨を転奏していただくだけでよく、強いて北京に進貢することを求めない、という内容にあらためて上奏を行い、乾隆帝の許可を得た【匯編198-199】。南安府に到達した11月7日（12.09）、マカートニーは長麟あての上諭を見せられ、そこにはもしイギリス国王が再び公使を中国に派遣する場合は広東に来て欲しいと書かれていると教えられた【日記191-192】。

その2日後の11月9日（12.11）、南雄府で長麟は使節団と分かれて先に広州へ向かった。南雄府から広東までは通常7、8日かかるが、多分もっとよけいに日数をかけるだろう、総督が先に着いて、我々を迎えるための準備をする時間があるようにするためである、とマカートニーは日記に記している【日記194】。長麟は乾隆帝の面諭の指示を執行する準備を行うために、広州に先発したのである。

Ⅲ 広州のマカートニー使節団

1 海幢寺

11月16日（12.18）、「正午前にカントンの中国人の公行商人が所有する別荘に到着した。」とマカートニーは日記に記している【日記204】。他方、使節団の護送の任を負った広東潮州鎮総兵托爾歆は、使節団は翌17日に省城に到着した（「抵省」）と奏摺で報告した【匯編492】。17日に開催された儀式への出席を以て、使節団の公的な到着と見なしたものと思われる。おそらく意図的に回避した結果であろう、広州滞在時のマカートニー使節団の動向に関する檔案は、使節団の行動（到着・乗船・出帆）をきわめて簡潔に記した托爾歆のこの奏摺以外には見いだすことができない。

11月17日（12.19）のマカートニーの日記は以下のように記述している。

12月19日（木曜日）午前11時、官船に搭乗してカントンへ向けて出発した。そして午後1時半に、接待の準備ができていた島の館（the Island house）へ行くための大きな階段の所で船から降りた。階段を上ってから、じゅうたんを敷きつめた長さ5、60ヤードの棧橋の上を歩いて、陸地に接続する場所に到着した。ここで総督、撫院すな

わち巡撫、粵海官監督およびこの近隣の重立った大官の出迎えを受けた。彼らはいずれも礼服を着用していた。次いでわれわれはきわめて広い部屋の中へ導かれた。部屋の両側には肘掛け椅子がそれぞれ2列、半円形に並べてあった。総督とその補佐役たちは、われわれと向かい合って席に着いた。会談はおよそ1時間ほどつづけられた。北京からの旅行中の出来事とライオン号の到着のことが主な話題となった。総督はライオン号を黄埔まで遡航させてほしいと申し出た。会談が終わり、われわれは芝居小屋へ移動した。そこでは喜劇役者の一座がわれわれを楽しませようと用意を整えていた（彼らは名優とされている連中で、わざわざ南京から呼び寄せられたのである）。さらに、ここにはこの上もなく豪華な中国料理が何卓かのテーブルの上に並べられ、またこの機会にわれわれに贈ろうとする礼物が飾り立ててあった。総督はすこぶる威厳を保ち、かつきわめて礼儀正しく振舞いながら、儀式全体の事を運んだ。彼はきわめてはっきりとした形で、特にわれわれに対して丁重に敬意を表した（これは、外国人が少しでも心遣いを寄せた扱いを受けるのを全く見たことのない当地の中国人にとっては、きわめて目新しく驚くべきことである）。また、政府当局が使節をいかに重んじているかということ、機会を捉えては繰り返し明らかにした【日記205-206】。

マカートニーがあたかも対等の会談、丁重をきわめた招宴であるかのように描写している同じ場面を、副使節 G・L・ストーンンの12歳の息子、G. トーマス・ストーンン (George Thomas Staunton) は全く別様に描いている。

私たちは天幕を通して、部屋の奥に玉座がある華麗に設えられた部屋に入り、総督および他の大官たちに会った。使節団が快適かつ平穩に広州に到着したことを天子に感謝すべく、彼らは部屋の奥の玉座に向かって三跪九叩礼 (“nine bows and three genuflections”) を行うことにしていた。私たちも彼らに倣った。…儀式が終わった後、私たちは官人たちとともに立派な大広間に退いた。…私たちはみなそれぞれの位階にしたがって座った。彼（総督）は私たちに茶とミルクを勧めた。愛想を数言いった後、総督は立ち上がり、他の大官たちも従えながら、用意した邸宅（宮殿というべきか）に私たちを案内した。数分間そこに留まった後、彼らは全員帰って行った。…一日中、戯劇の上演で私たちを歓待すべく、総督は住まいの中庭の1つに戯台を設けるよう指示していた⁽²⁴⁾。

マカートニーは故意に言及していないが、省城大官の三跪九叩礼に倣って使節団もなら

かの跪拝を行ったこと、また実際には使節に対する出迎えも、両広総督長麟ら大官たちとの1時間におよぶ会談もなく、大広間でのそっけない遣り取りと宿泊所への案内の後、長麟らはすぐに立ち去り、用意された食事は使節団だけで摂ったこと、などがこの12歳の少年の証言からわかる。

広東を貢道とするシャムの朝貢使節が省城に入城して行く朝貢儀礼－北京進貢前の巡撫衙門における験貢と進貢後の総督衙門における筵宴－は、省城官民にとって、天子の徳の「光被」を確認・認証するための馴染みのページェントであった⁽²⁵⁾。験貢においては、以下のような省城大官に対する一跪三叩礼、筵宴においては宮闕を望んでの三跪九叩礼が使節に要求された。

この日の辰の刻、南海・番禺両知県は、河泊所大使を懷遠駅に遣って貢物を護送せしめ、貢使・通事とともに広州城の西門から入城、巡撫衙門の西轅門に至りて貢物を安置する。貢使は頭門外の帳房にて起立、両知県が中門の開放を巡撫に稟請するのを待つ。〔中門が開放されたら〕通事・行商は貢物を護送し、先んじて中門から大堂の簷下に至り、これを陳列する。その後、通事は再び頭門外に出る。両知県は典史を遣わして、総督・巡撫が公服を着用のうえ巡撫衙門に至るよう請願せしめる。〔総督・巡撫が至ったら〕通事は貢使を率い打躬迎接。総督・巡撫がともに揃ったら、〔巡撫が〕堂に昇って門を開く。総督・巡撫が正坐、司道各官が傍坐してから、通事は貢使を率いて、東角門・報門から大堂の簷下に進み、一跪三叩の礼を行う。貢使は座することを許され、また茶を賜う。各官は座から立ち、貢物を査驗。それが終わったら、やはり先ず貢物を中門から西轅門に運び出し、ついで通事が貢使を率いて西角門から退出。頭門外で起立して各官を見送る。点検のうえ貢物の引き渡しを行い、通事・行商・貢使が懷遠駅まで護送し安置する。⁽²⁶⁾

マカートニーが11月17日に跪拝を行った儀式は筵宴だったのか－アマースト使節団をめぐる23年後の両広総督蔣攸銛の覆奏は、シャムの使節のような筵宴がマカートニー使節団には与えられていなかったことを明らかにしている（「乾隆五十八年到粵時、並未給與筵宴」）【匯編214】。また儀礼の会場として設定されたのは、省城内の総督衙門ではなく、珠江を隔てた省城外河南の海幢寺（マカートニーのいう「島の館（the Island house）」）であった⁽²⁷⁾。海幢寺は十三行の対岸に位置し（乾隆帝に献上された【図版6】右下隅に見える）、10月17日にマカートニーに提出された、広東における11箇条に及ぶ苦情を訴える文書を受けて、使節団が宿泊した隣接する公行商人陳鈞華（Tan Locqua）の庭園とともに、十三

行内に行動を制限された外国商人たちが月に二回散策することが許される場所として設定されることになる⁽²⁸⁾。「午前11時、官船に搭乗してカントンへ向けて出発した。そして午後1時半に、接待の準備ができていた島の館へ行くための大きな階段の所で船から降りた。」と記したマカートニーは、2時間半をかけてほぼ同じ場所に戻ってきたということになる。

乾隆帝は使節団が広東を通過する際、朝貢の定例通り不足のない供給を行うよう長麟に指示し【匯編160】、一貫して朝貢の体裁を保とうとしてきた。広州では、長麟は南京から呼び寄せた俳優たちによる戯劇を終日上演することで使節団を歓待し、広州滞在時の費用を自前で負担したいというマカートニーの懇請を決して受け付けようとはしなかった【日記225】。しかし、入城して総督衙門で行われる筵宴は決して許さなかったのである。前兩広総督福康安を通じて、省城における筵宴がどのようなものであるか(福康安は在任中に、乾隆56年～57年にかけてのシャムの朝貢⁽²⁹⁾を経験していた)を知っていた乾隆帝は、朝貢プロトコルの核心をなす三跪九叩礼の不全を省城官民の衆目にさらすことはできなかったのである。そもそも跪拝の問題が意識され始めたのは、天津府城内総督衙門のやはり筵宴においてであったが、瞻覲前の筵宴における跪拝の不全はまだ許容・矯正の余地があったのに対して、瞻覲を終え回賜が与えられた後の筵宴における、謝恩のための三跪九叩礼の不全は許容の余地がなかったのである。

自らの徳が遠く「光被」していることをヴィジュアルに表現する朝貢という手段によって、天子としての資格を認証させる—このことに乾隆帝がいかに腐心していたかは、イギリス使節の貢物の1つ、綾織りの単衣(「禪曦掛料」)を内外の大臣に下賜し、督撫などが謝恩の上奏を奉る際には、それがイギリス国王からの貢物であることを必ず明記するよう指示したこと【匯編193】(明記を怠った山西巡撫蔣兆奎は乾隆帝から叱責を受けた。他方、湖広総督畢沅は指示に即した完璧な謝恩の奏覆を返している【匯編484-485】)、またイギリスが再度の朝貢を希望している旨を報告してきた長麟の奏摺に認可の硃批を加えたものを、使節団が広州から出立した後に、宗室・王公・蒙古王公・大学士・九卿に回覧させたこと【匯編202-203】などからうかがうことができる。それに表裏して、貢単に発したあらゆる文書中の「欽差」の二文字を、外部に知られることがないように「貢差」「敬差」と改めさせたように、朝貢のプロトコルが少しでも傷つけられることに、乾隆帝はきわめて神経質になっていた。朝貢使節が実はプロトコルから逸脱していることを公にしないために、本来、筵宴儀礼の場として設定されるはずの省城内から使節を抜き出すこと、これが8月29日付けの長麟の奏摺中の、広東通過時の使節団に対する長麟の接見に関して加えられた硃批(「松筠が伝える面諭を、朕の意を体して適切に行え」「松筠と会った時に、いっそう

詳しいことが分かる』)の意味するところ、すなわち面諭の指示であると思われる。

儀式が行われた翌日、11月18日(12.20)も、マカートニーが宿泊していた陳鈞華の庭園の向かい側で、南京から呼び寄せられた俳優たちによる熱演が続いていた【日記207】。他方、使節団の従者たちは、この日、蠓墩のヒンドスタン号に移動、乗船させられた【匯編492】。この後、11月19日～21日の3日間に、マカートニーは総督・粵海関監督の訪問を一度だけ受け(11月20日)【日記208-209】⁽³⁰⁾、また日本を訪問する計画を断念した。マカートニーは出発に際して日本訪問の裁量を委ねられた訓令を受け、また実際に中国到着後に一度は日本への渡航をライオン号に指示していた⁽³¹⁾。さらに北京からの帰途、入れ違いに北京に赴く琉球国王の使節と面会したときも、もし事情が許すならば琉球諸島を探検することはむだではあるまいと日記に記していたのだが【日記176-177】、日本訪問は今では以前ほど魅力がありそうには思えないとして、この時にあきらめたのである【日記209】。マカートニーの日記によれば、この後、11月23日(12.25)のクリスマスには英国ファクトリーで食事会を行い【日記210】、また11月23日～25日の3日の間に主要な公行商人(潘啓官・石中和)と話し合いの機会を持った【日記211-212】。さらに11月27日には、帰国する使節団を搭乗させるために蠓墩から遡行してきたライオン号が停泊している黄埔を訪問した。その際、中国側が懸念した通り、フレンチ・アイランド(深井村)とデーンズ・アイランド(長洲島)に我が国の人々のための宿泊施設を建てることを許してもらいたいと、マカートニーは嚮導の喬大人に要求したのである【日記212-213】。

2 陳氏庭園

海幢寺における儀式が執り行なわれた2週間後の乾隆58年11月30日(1794年1月1日)、六百里の駅伝で急送され文書形式を調整した勅書2通を、長麟はマカートニーの面前で宣読し、イギリス国王に伝達すべくこれを授与した【匯編204】。下賜された場所は宿舎の向かいの大ホールで、総督が先に来ていた⁽³²⁾。

1月1日(水曜日)。今朝、総督が大いに威儀を正しながら来訪して、皇帝から書翰を受領し、その内容を私に伝達するように命ぜられていると述べた。書簡は例によって例のごとく、皇帝が使節団を満足に思うこと、彼がイギリス人に好意をもっていること、およびイギリス人に対し、将来の恩恵と保護を約束するというを繰り返して表明したものである。以上のことを前の書翰よりも一段と強い表現で述べてあるらしく、総督自身もとりわけ慇懃で当たりが柔らかかった。彼はヨーロッパ人に対し危害を加え、あるいは彼らとの取引において、収奪を行なうことを企てる者は、何びとたりと

もきわめて厳しく処罰さるべきことを宣言した2つの布告を既に発したと述べた。これらの布告は公表されており、よい効果を生むことが期待される【日記215】。

これに対して、マカートニーは、10月17日（11.20）に提出したものよりも「カントンにおける苦情の数々を一層くわしく記した文書を」長麟に手渡した【日記248-251】。

マカートニー自身は8月29日（10.03）の日記の中で、「私の主権者から願い出るように命ぜられていて昨日言及した諸点」は「彼（イギリス国王）の書簡の中で具体的に明示されてはいないが」【日記130】として、北京帰還後に提出した呈稟と表文をともに訓令をめぐる一連の要求として理解していたが、中国側は表文を京師（北京）における朝貢使節（「外藩使臣」【匯編165】。現に朝貢の最中にあるマカートニーが念頭にある）のあり方をめぐる根源的な要求、呈稟中の6条を「澳門（広東）」における「互市」（【匯編172】）の外国商人（「夷商」【匯編172】）のあり方をめぐる深刻な要求として、分けて理解していた⁽³³⁾。前者が京師をベースに「澳門（広東）」に言及するのに対し、後者は「澳門（広東）」をベースに京師に敷衍するというように、ベクトルの向きが互いに逆になっているのである。

表文の要求に論駁する第1の勅書【匯編165-166】では、使節の北京常駐（「派人留京」。マカートニーが北京滞在を不愉快と感じなければ、そのまま公使として相当期間とどまることになっていた【日記179】）の要求に対して、そもそも北京四堂で宮廷に奉仕する（「当差」）天主教の宣教師たち（「西洋人」）は天朝の服飾をまとい、堂内に留めおかれ、永遠に帰国できず、外部との往来・通信もままならない、またおよそ朝貢国の使節が京師に到着したら、宿舎・食料などの供給および一挙一動についてみな規則があり、その自由に任せるなどということは絶対にない（「凡外藩使臣到京、譯館供給、行止出入、俱有一定禮制、從無聽其自便之例」）と前置きした上で、たとい使節を京師に常駐させたとしても、「澳門」とは万里の距離があり、いったいどうやって貿易を管理できるというのか（「況留人在京、距澳門貿易處所、幾及萬里、伊亦何能照料耶」）、また天朝を慕って教化を学びたいといっても、天朝には天朝の礼法があり、汝の国には汝の国の風俗・制度がある、学べるものではないし、学んだとしても役に立つものでもない、と反駁を加えた。あるべき朝貢プロトコルからの逸脱が問題視されているという点で、中国側にとって表文中の使節北京常駐の要求は、熱河瞻觀の跪拝・省城広州の筵宴の問題と性質を同じくするものであることが分かる。

マカートニーが呈稟の形式で提出した互市に関する6条の要求（「爾使臣以爾國貿易之事、稟請大臣等轉奏」）を、イギリス国王にあてた第2の勅書は次のようにまとめている【匯編172-175】。

- ①イギリス商船が舟山・天津・広東で交易できるようにすること（「爾國貨船、將來或到浙江寧波・珠山及天津・廣東地方、收泊交易」）
- ②ロシアの例にならって、イギリスも北京に商行を設立し、商品の保管・発売をできるようにすること（「爾國買賣人、要在天朝京城、另立一行、收貯貨物發賣、倣照俄羅斯之例」）
- ③舟山地方に近い小島を提供し、商人が停泊して商品を保管できるようにすること（「欲求相近珠山地方小海島一處、商人到彼、即在該處停歇、以便收存貨物」）
- ④広州省城に近接した一区画を分与して、イギリス商人を住ませるか、あるいは澳門に居住している者が自由に出入りできるようにすること（「撥給附近廣東省城小地方一處、居住爾國夷商、或准令澳門居住之人出入自便」）
- ⑤イギリス商人が内河“Inside Passage”を使って省城十三行から澳門に移動する際、商品に課税しないか、あるいは課税額を減らすこと（「嘆咭喇國夷商、自廣東下澳門、由內河行走、貨物或不上稅、或少上稅」）
- ⑥イギリス船の船鈔は規則通りに徴税すること（「爾國船隻、請照例上稅」）

6条の要求の中で、広東体制の枠組みを越えて、交易地を寧波・舟山・天津・広東に拡大し、さらに商品保管地としての舟山の小島の提供を要求する①と③（この要求を受けて乾隆帝は9月1日付の上諭で、舟山・澳門の諸島嶼の防備、天津・寧波における来航英国船の駆逐、山東廟島および福建台湾の海防の強化、舟山における内地漢奸の取り締まりなどを各省督撫に指示していた）、および広東体制内の徴税の減少と公正化を求める⑤と⑥（こちらについても乾隆帝は、口実を与えないための粵海関の徴税公正化を、9月1日に指示していた）はそれぞれペアを作っている。同様に、残りの2条、北京に商行を設立することを求める②と広州省城に近接した一区画の分与を要求する④もペアを成している。

北京における商行設立を要求する②に対して、ロシアは現在、国境のキャフタで貿易しており、数十年来、北京に居住することは禁止されていることなど、具体的な拒絶の理由を列挙するなかで、勅書は次のように述べる。

京師は万国が帰附する世界の中心であり、体制は森厳、法令は整肅、外藩の者が商行を開設したためしはない。…（中略）…汝の国はすでに「澳門」の洋行で交易を行っているのに、どうしてさらに京師に商行を設ける必要があるのか。天朝の境界は厳格で、外藩の者がそれを越えて混入することは絶対に許されないのである。

京城為萬方拱極之區、體制森嚴、法令整肅、從無外藩人等在京城開設貨行之事…（中

略) …爾國既有澳門洋行發賣貨物、何必又欲在京城另立一行、天朝疆界嚴明、從不許外藩人等稍有越境攙雜【匯編173】

論語「為政」の「子曰、爲政以德、譬如北辰居其所、而眾星共（拱）之」に出典を持つ「拱極（拱辰）」の一語、そして「外藩人」という言い回しが、ともに朝貢を念頭に置いたものであることはいうまでもない。ここでいいたいのは、澳門の外国商人が越境して朝貢の空間としての京師に混入することはあり得ないということである。

他方、④広州省城に近接する一区画の分与に対しては、勅諭は次のように述べる。

これまで西洋各国の商人たちが澳門に居住して行う交易については、境界が画定され、尺寸もそれを越えることは許されなかった。洋行に赴いて荷下ろしする外国商人たちも、ほしいままに省城に入ることが許されなかったのは、もとより中国人・外国人間の紛争（「民夷之爭論」）を防ぎ、中国・外国間の根源的な区別（「中外之大防」）を立てるためである。いま省城に近接する一区画を分与して汝の国の商人に居住させるのは、西洋の商人は代々澳門に居住してきたという定例にはなはだ背くものである。

向來西洋各國夷商、居住澳門貿易、劃定住址地界、不得逾越尺寸、其赴洋行發貨夷商、亦不得擅入省城、原以杜民夷之爭論、立中外之大防、今欲於附近省城地方、另撥一處、給爾國夷商居住、已非西洋夷商歷來在澳門定例【匯編174】

澳門の外国商人が越境して省城に混入することを拒絶するこの一文中の「中外之大防」の一句（省城士民と外国人との間の民衆レベルにおける関わり（「民夷」）と対照して提示されている）が具体的に何を意味しているのか—このことは南京条約後の広州入城問題に直面した省城士大夫のリーダーの一人、梁廷枏が乾隆帝のこの勅書を踏まえて書いた次の一文から明らかとなる。

彼ら（イギリス人）からすれば、すでに和約を結び、かつ対等の関係になったのだから、城内・城外を問わず、当地の人のように行き来することが許されると考えたのである。しかし、朝貢の諸国は驗貢の時でなければ入城することができないのである。イギリスは教化に浴したといっても、朝貢に定期はなく、二度の朝貢も天津から入ったので、参照すべき前例もない。他方、広州の民の方は、シャムと越南の使節は必ず貢物とともに入城し、筵宴の際は冠服に換えて出てくるのを見慣れているので、イギ

リス人がこれなくして入城しようとしているのを見て、中外の大防はまさにここにかかると考えたのである。

彼意以既和好、且與平行、則不問城内外、皆可聽其遊處如土著矣、不知職貢諸國、非驗貢不得入、英雖列冠帶、而貢無常期、兩次貢舟、皆由天津、更無故事可援也、惟廣東民習見、暹邏・越南、必隨貢物乃入、筵宴易冠服而出、英夷無之、以爲中外大防正繫於此⁽³⁴⁾

省城入城とリンクした場合の「中外之大防」の一句は、驗貢と筵宴の儀礼からなる朝貢を念頭に置いている。第2の勅書の④は、澳門の外国商人が越境して朝貢の空間としての省城に混入することは許されないということを主張しており、澳門の外国商人が越境して朝貢の空間としての京師に混入することはありませんと述べる第2の勅書の②と、全く同じ構造を持っている。乾隆帝にとって、省城広州と京師北京は二重写しになっているのである。

第2の勅書④の「洋行に赴いて荷下ろしする外国商人たち（其赴洋行發貨夷商）」の「洋行」は、いうまでもなく、黄埔に対する松筠の認識不足を指摘した廷寄において、乾隆帝が削除した一節、「その貨物は小舟で〔省城〕十三行に輸送され、保管・発売されている（所有貨物、由小船撥運至十三行、存貯售賣）」の省城十三行のことである。イギリスが要求した「広州省城に近接した一区画」が省城十三行を指している（長麟に提出した2度の要望書の中で、マカートニーはファクトリーの常駐・購入と省城入城に言及していた【日記243・249・251】）ことを理解していた乾隆帝は、シャムの朝貢使節が「省城に近接した一区画」、すなわち城廂西関に位置する懷遠駅に宿泊するのを慣例としていたのとは異なり、使節団を省城十三行から引き離すことを面諭で指示し、その結果、ともに公行商人の私宅でありながら、珠江を隔てた、十三行の対岸、城外河南の陳氏庭園に使節団は宿泊し、そこで省城に入ることを厳禁する旨の勅書を宣読、手渡されることとなったのである。海幢寺の儀式が、本来入城すべき朝貢の空間としての城内から「朝貢」使節を抜き出し、跪拝が不全であることを省城官民に露わにしないことを目的としていたのに対し、陳氏庭園の宿泊は、珠江を隔てることで、省城が本来、「互市」の商人が入城すべきではない朝貢の空間であることを、使節団に再確認させることを目的としていたということになる。使節団が引き起こした「朝貢の内側からの逸脱」と「朝貢の外側からの侵犯」の双方が、自らの天子としてのアイデンティティを傷つけることを、乾隆帝は危惧していたのである。

実際には、使節団のメンバーたちはこっそりと省城に進入していた。マカートニーの日

記は、12月1日(1794.01.02)～6日(01.07)の間の出来事として、次のように記している。

わが商館の紳士諸君は、私が使節として派遣される予定であることを通告する東インド会社社長の手紙を渡しに赴いた折のコミショナー諸氏を除いては、だれ一人としてカントンの町の中に入った者はなかったので、私は町を見たいという強い好奇心を抱いた。私は町から河へ出る出入り口になっている大きい城門から町に入って、端から端まで横切った。…(中略)…街路は狭隘で、平坦に舗装されており、杭州府によく似ている。馬車を使うことは許されていないし、町の中で見かけた馬といえば、私の従僕が乗ったものだけである。どこを見ても店が多く、商売が盛んに行なわれている。しかし、総督その他のお偉方の邸がある二、三の大きい広場を別として、町の感じは総じて陰気である【日記215-216】。

他方、12歳のG. トーマス・ストーンは、それが12月6日早朝のことで、船に乗って城門まで行き、上陸した後は轎に乗り街を突っ切って総督衙門まで行ったが、門衛が面倒ごととは引き起こさないでくれと懇願するので、入らずに引き返したと記している⁽³⁵⁾。ファクトリー前の船着き場から乗船、珠江に面している永安門・永興門のいずれかから新城に入り、東西に両広総督衙門まで走った後、老城には入るすべもなく、ただちに引き返したものだと思われる。

使節団は12月7日(01.08)午前10時に河南の陳鈞華の庭園を出発、英国ファクトリーを経由して(総督・巡撫・粵海関監督などと会食したとマカートニーは述べている)、ライオン号のボートに乗船し黄埔に向かった。船上では嚮導役を勤めていた王大人・喬大人などと別れの正餐を撰った。12月9日(01.10)、黄埔を出発、12日(01.13)に虎門を抜けて、15日に澳門に上陸した。ポルトガルの総督ドン・マヌエル・ピント(Dom Manuel Pinto)と主席判事ドン・ラザロ・デ・シルヴァ・フェレイラ(Dom Lazaro da Silva Ferreira)の出迎えを受けた使節団は、黄埔の本国向け商船13隻の出帆準備ができるまでの滞在という予定で、大部分がプライア・グランデのイギリス東インド会社ファクトリーに宿泊、マカートニー自身は山手にあるカモーエス(Luís de Camões)の旧宅であるドラモンド邸に宿泊した【日記226-230】。イギリス商人と澳門の「西洋別国之人」を結託させるなという乾隆帝の度重なる指示に対して、黄埔出発後の使節団を澳門には停泊させないと回答していた広東巡撫郭世勳と粵海関監督蘇楞額が、人数的にも、また居住条件においても、両者が主客の関係にあり、交易上も互いに通じてはいない(「本非一氣」という理由【匯編422-424】で、広州出発後の使節団の行動に神経質な対応をしていなかったことがわかる。他方、マ

カートニーはすでに広州滞在中に、「現在マカオを支えているものは主としてイギリス人である。…（中略）…もしポルトガル人がマカオを公正な条件でわれわれに譲ることに反対して文句を言うのならば、マドラスから小さい兵力を送ることによって、たやすくこれを奪取することができよう。」と日記の中で述べていた【日記218】。

おわりに

マカートニー使節団が広州を出発してからほぼ1年後の乾隆59年12月24日（1795.01.14）、両広総督長麟・広東巡撫朱桂楨あてに上諭が下された。

昨年、イギリスの使節が京師に来て、同国人が内地に駐在しての貿易管理および同国船舶の徴税の正規化などの各条を請願したが、ただちに軍機大臣に直接論駁させ、また使節が帰国する際に、勅書二通を同国王に発給して遵守を通達した。同国王は〔天子の〕声威に震撼し、また勅書の道理と厳しい調子から、再度請願を行うとは考えにくい、小利を求めるその稟性から、時が経てばまたよからぬ念を起すかもしれない。先に発したあらゆる上諭は、松筠に命令して直接長麟に伝えさせたが、文書の詳細・明白なるには及ばない。また同省（広東省）に拠るべき檔案がないと、将来同国がふたたび同様の請願をしてきた時に、督撫たちはただちに確信をもって対応することが難しい。昨年イギリスに頒給した勅書二通を抄録して長麟等に送り、密かに保存せしめよ。また交代冊に入れて、以後、後任の官員がしかるべく遵守・執行するに便ならしめよ（「著將上年頒給啖咭喇勅諭二道抄録、發交長麟等、密為存記、並令入于交代、以便日後接任之員遵照妥辦」）【匯編204】

イギリス国王あての二通の勅書が、常に参照また継承すべき最重要文書として、以後、歴代の両広総督・広東巡撫などに申し送りされ、基本方針とすることが決定づけられたのである。さらに道光10年（1830年）代に、省城の代表的な知識人たちが総督衙門および粵海関衙門の檔冊を整理し、『広東海防匯覽』『粵海関志』の両書を編纂・刊行することによって、二通の勅書の内容は省城内外の士民にも広く共有されるようになった⁽³⁶⁾。

呈稟による6条の要求は、領域性をその本質とし、重層する複数の機能を統制する広東体制に対して、澳門から省城への接近を主張することで、体制の内部を侵犯し（「はじめに」の機能①）、同時に広東以外の開港（それは中国沿海部のみならず、朝鮮・琉球・日本にも及ぶ）を要求することで、体制の外部への逸脱（「はじめに」の機能②）を志向するも

のである。マカートニー使節団と同様の性格を持つ、広東体制をめぐる以後の4つの事件（広東官僚はこれを一連のものとして意識していた）－第2次マカオ占領事件（嘉慶13/1808）・アマースト使節団（嘉慶21-22/1816-17）・ベインズ事件（道光10/1830）・ネピア事件（道光14/1834）－はいずれもこの侵犯・逸脱の両面を有し⁽³⁷⁾、広東官僚たちはそのつどそれを体制の枠内に収める必要に迫られた。加えて、広東体制に運命づけられた省城から澳門に近づくほどに管理がルースになっていくという広域性（「はじめに」の機能③）が、道光初年以降のアヘン貿易を加速させ、問題に複雑さを加えた。第2の勅書を読むとき誰もが容易に気づく、乾隆帝にとって省城広州と京師北京が二重写しになっているという強い圧力のなか、アヘン戦争に先立つ道光10年代の広東官僚と省城士民たちはきわめて困難な対応を迫られることになるのである。

註

- (1) 広東体制の形成プロセスを時系列にしたがって整理すると以下ようになる(村尾進「乾隆己卯——都市広州と澳門がつくる辺疆」『東洋史研究』65巻4号、2007年；同「港市を離散化する——懷遠駅・十三行・澳門」『中国文化研究』25号、2009年；同「特に一所を設けて——碣石鎮総兵陳昂の奏摺と長崎・広州」『中国文化研究』29号、2013年；同「広州の背後にある長崎 長崎の行方にある広州」『歴博』203号、2017年参照)。
 - ・康熙48（1709）：張伯行「擬請廢天主教堂疏」。
 - ・康熙56（1717）：陳昂「為聖主遠念海疆等事」。
 - ・雍正1（1723）：京師で奉仕する者を除く、すべての宣教師たちを澳門もしくは省城広州に集中。
 - ・雍正6（1728）頃：行商を介さない広東官僚への謁見と自由な省城出入を同時に禁止。
 - ・雍正8（1730）：広州における『大義覺迷録』の頒布・宣講と『（雍正）広東通志』「典謨」における『大義覺迷録』の引用および「外夷」の新設。
 - ・雍正10（1732）：省城広州の宣教師を澳門に追放。康熙56年の陳昂の奏摺に続き、外国商船および外国人（商人・船員）を澳門の内港に集中させることを試みるも失敗。
 - ・乾隆年間（20年代前半まで）：
 - a) 澳門と海防（船舶の出入）を一体化した管理強化（澳門海防同知創設・管理澳夷章程7条・澳夷善後事宜12条）による外国人の澳門「住冬」推進。
 - b) 全国の宣教師の摘発と澳門への追放。
 - ・乾隆22（1757）：フリント事件を契機とする外国船貿易の広東一港制限。
 - ・乾隆24（1759）：防範外夷規條による外国人の澳門「住冬」の制度化。
- (2) 額船貿易とは、雍正3（1725）年の両広総督孔毓珣の奏請によって施行されることとなった、船舶数の25隻制限と船舶登記・出入港検査の厳格化を主たる内容とする澳門船舶管理体制による貿易のことである。張廷茂『明清時期澳門海上貿易史』澳亜周刊出版有限公司、2004年、265頁。
- (3) 広東体制に関する古典的な業績としては、郭廷以『近代中国史』台湾商務印書館、1941

年、および H. B. Morse, *The International Relations of the Chinese Empire*, Shanghai: Kelly and Walsh, 1910; H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company Trading to China 1635–1834*, Oxford: Clarendon Press, 1926–1929 の連作がある。他方、外国人の行動の管理と徴税を一手に引き受けることで、広州の地方官僚・民衆と外国人を隔て、同時に商取引の大きな部分を占有した商人集団、広東十三行については、梁嘉彬『広東十三行考』私立東海大学、1960年がある。これらの研究は、近代に直接先立つ時期の対外交渉機構（貿易はその構成要素の1つ）として広東体制をとらえている。

古典的業績は、外国船貿易が展開した場に密着した近年の研究によって更新されつつある。P. A. Van Dyke, *The Canton Trade: Life and Enterprise on the China Coast, 1700–1845*, Hong Kong: Hong Kong University Press, 2005 および P. A. Van Dyke, *Merchants of Canton and Macao: Politics and Strategies in Eighteenth-Century Chinese Trade*, Hong Kong: Hong Kong University Press, 2011 は、広東体制の本質がその空間にあることを見抜き、欧米各国の文書館に残された西洋諸言語・漢文の原文書を駆使することで、空間の上で展開される交易主体（引水・通事・買弁・商人）の行為と、それをコントロールするリアルな制度を復元することに成功した。ここでは広東体制の始まりは、従来のような〔南京条約後の五港開港を意識した〕1757年の外国船の広東一港集中ではなく、広東の外国船貿易が軌道に乗り始めた1700年前後に設定されている。広東体制を貿易の一点のみに縮減することによって、これまでとは一線を画したスタティックでマイクロスコピックな分析が可能となったのである。

商人集団としての広東十三行については、遷界令から18世紀末にいたる各商人家族の長期の履歴を分析し、保商機能の成立と意義について示唆に富む Weng Eang Cheong, *Hong Merchants of Canton: Chinese Merchants in Sino-Western Trade, 1684–1798*, Richmond, Surrey: Curzon Press, 1997、十三行をめぐる諸トピックスを掲出し、梁嘉彬の後継者というにふさわしい章文欽『広東十三行与早期中西関係』広東経済出版社、2009年、広東体制下の商取引というゲームをめぐる3つの主体—十三行商人・イギリス東インド会社管貨人・広州当局—の戦略と行動、対立と協調を、1750年代の中英貿易にしばってフラットに描き出した藤原敬士『商人たちの広州—1750年代の英清貿易』東京大学出版会、2017年などがあり、他方、商館（factory）としての広東十三行については、ともに広州で制作された輸出用絵画（外銷画）を駆使しながら、Carl L. Crossman, *The Decorative Arts of the China Trade: Paintings, Furnishings and Exotic Curiosities*, Woodbridge, Suffolk: Antique Collectors' Club, 1991 は建築空間の変遷を逐一明らかにし、P. Conner, *The Hongs of Canton: Western Merchants in South China 1700–1900, as seen in Chinese Export Paintings*, London: English Art Books, 2009 は歴史的事件（沙面租界形成後も含む）に沿った百科全書的な記述を展開している。

- (4) マカートニー使節団をめぐる研究論文は数が多く、その多くが叩頭をはじめとする朝貢儀礼の問題に関心を集中している。近年のまとまったものとして、J.L. Hevia, *Cherishing Men from Afar: Qing Guest Ritual and the Macartney Embassy of 1793*, Durham, N.C.: Duke University Press, 1995 がある。中国内における使節団の行程全体を対象とした、網羅的かつ信頼すべき単行本としては、まずマカートニー著・坂野正高訳注『中国訪問使節日記』（平凡社、1975年）がある。同書は財団法人東洋文庫のモリソン文庫に架蔵されているマカートニー使節日記のマニュスクリプト（ペン書きの清書コピー）を底本として、日記本文と原注を原文の体裁のままに全訳し、さらに詳細な訳注（博搜を極めた考証とあってよい）と正確かつ的確な解説（マカートニーの履歴・中英貿易と広東体制・使節団の行程・文献解題など）

を加えた、ほとんど研究書といってよいものである。また、A. Peyrefitte, *L'Empire immobile ou Le Choc des mondes*, Paris: Librairie Arthème Fayard, 1989 (本論文では、同書を英訳した A. Peyrefitte, *The Immobile Empire*, New York: Alfred A. Knopf, 1992 を使用した。同書には王国卿等による漢訳本『停滞的帝国：兩個世界的撞撃』生活・読書・新知三聯書店、1993 もある) は、やや感傷的な筆致が気になるものの、マカートニー自身の日記・書簡にとどまらず、使節団に同行した多くのメンバーの日記・回顧録を駆使し、坂野と同様、使節団の行程全体を詳細に記述した業績である。とりわけ、使節団に同行し、中国側との中国語による遣り取りに活躍した11歳の G.T. ストーントンの未公開日記(デューク大学図書館所蔵)を活用して、マカートニーおよび父 G.L. ストーントンの事実認識の誤りを訂正し、また両者が意図的に隠蔽した事実を明らかにしたという点に大きな特徴がある。ペイルフィットの著作の文献目録でその存在に言及された中国第一歴史檔案館所蔵の一連のマカートニー使節団関連檔案は、中国第一歴史檔案館編『英使馬戛爾尼訪華檔案史料匯編』国際文化出版公司、1996年として刊行された。同書の巻頭には、ペイルフィットの簡単な序言に続いて、秦國経「從清宮檔案、看英使馬戛爾尼訪華歷史事實」という長文の解説が載せられ、収録された各種檔案を種別ごとに解説した後、中国における使節団の行程・承德における瞻觀・「貢物」と「回賜」の品々・「表文」と「呈稟」によるイギリス側の要求と中国側の拒絶の諸項目にわたって、清宮檔案に準拠した解説がなされている。とりわけ性質と機能を異にする各種檔案の解説は、事実としての重複をいとわず、マカートニー使節団関連のほとんど全部の檔案を収録したこの史料集成を、天子・軍機処・内閣・欽差・各地方官の間の文書の遣り取りに留意しながら、有機的かつ有効に利用するための必読の一章となっている。『英使馬戛爾尼訪華檔案史料匯編』には、もう一編、戴廷傑(Pierre-Henri Durand)の論文「兼聽則明—馬戛爾尼使華再探」が収められており、同書には収録されなかった文書の存在が指摘されている。

- (5) 本章は村尾進「「広東体制」巡検覚書(1)」『中国文化研究』33号、2017年を本論文の論旨に合わせて増改訂したものである。
- (6) 「虎頭・十字諸門外、澄波萬頃、在指顧間、遐矚遠覽、洋洋乎、豈特東粵一大觀也哉、實五嶺以南第一樓也」(王利器『李士楨李煦父子年譜』北京出版社、1983年、235頁)。
- (7) 広州府学には、乾隆20年「高宗御製平定准噶爾告成太学碑」と乾隆24年「高宗御製平定回部告成太学碑」の2つの石碑が立てられていた(洗劍民・陳鴻鈞編『広州碑刻集』広東高等教育出版、2006年、60-63、66-69頁)。プリント事件のさなかに編集・刊刻が行われた『(乾隆)広州府志』巻2(輿図)「広州府疆域形勢総図説」に「今則車書一統、秦越一家、其要害當不在西北而在東南矣、至波浪接天、晶瀾無際、蠔鏡一澳、島激孤懸、番夷聚族、海舶連檣、作會城之藩衛、扼要莫重於此」の一文があることを考え合わせると、省城の官民がジュンガルの「平定」と広東体制の成立を対になるものとしてとらえていたことがわかる。
- (8) 村尾進「「広東体制」巡検覚書(2)——2016年12月23日広州市内」『中国文化研究』34号、2018年、83-84、89頁註(6)(9)。
- (9) 『広州城坊志』巻3「光塔街」。
- (10) 『広州城坊志』巻4「大新街」。
- (11) 『粵海関志』巻5「口岸一大関図」:「謹案、大關在廣東省城五仙門内、康熙二十四年、以鹽院舊署改建、監督至則居此、銀庫・吏舍在焉、別有監督行署在廣州府香山縣澳門、今不載」。『粵海関志』巻7「設官」:「竊照粵海關管理總口七處、以省城大關為總匯、稽查城外十三洋行及黃埔地方各國夷船進出口貨物、以澳門為夷人聚集重地、稽查進澳夷船往回貿易、盤

- 詰奸宄出沒、均關緊要、是以向設立旗員・防禦兩員、一駐大關總口、一駐澳門總口、每年請將軍衙門選員前往彈壓、一切關稅事務、于大關・澳門兩總口、又分為附省十小口、向由監督及奉旨兼管關務之督撫分派家人、帶同書吏管理」。
- (12) 『広州城坊志』 卷5「荔支湾」。
- (13) 朝貢の儀礼と相まって、懷遠駅自体も、天子の徳の「光被」と「中外一統」を強く表象するものであったことが、葉觀光「過羊城懷遠駅」からわかる。「王會頒朝朔 胥鞮集徼南 交閩原日近 航海識波澹 貨匪銀犂貢 文知貝葉譜 不須勤遠略 窮發已恩覃」(『広州城坊志』 卷5「懷遠駅」)。
- (14) Morse (1910), *op. cit.*, Vol. 1, p. 72.
- (15) 『広州城坊志』 卷6「福場園・福場大街」「龍溪」「漱珠橋」「棲欄」。
- (16) 『澳門記略』 上卷「側面澳門図」。唐人廟については、関俊雄「澳門唐人廟考」『文化雑誌』 94期、2015年に詳細な記述がある。
- (17) 村尾進「境界を表象する——「広東システム」と水上居民女性」水井万里子等編『女性から描く世界史——17～20世紀への新しいアプローチ』 勉誠出版、2016年、195-203頁参照。
- (18) 以下、中国第一歴史檔案館編『英使馬戛爾尼訪華檔案史料匯編』(国際文化出版公司、1996年)を「匯編」と略称し、本文中に該当頁を注記する。また年月日は華曆を主とし、括弧内に西曆を併記する。
- (19) 以下、マカートニー著・坂野正高訳注『中国訪問使節日記』(平凡社、1975年)を「日記」と略称し、本文中に該当頁を注記する。
- (20) この勅書には日付が入っていないが、文書登記簿である随手檔の記載(No. 444)から、8月30日付けであることがわかる【匯編264】。
- (21) 【匯編265】の随手檔 No. 455から9月7日に硃批を加えたことがわかる。
- (22) 【匯編545-546】に収められている No. 696文書は、軍機処が作成した原案に乾隆帝が硃批による修改を加え、旨意を受けた和坤が軍機大臣に発した廷寄である。廷寄については【匯編】の秦国経論文28頁参照。
- (23) これらの要求に対する両広総督長麟の回答が許地山編『達衷集 鴉片戦争前中英交渉史料』 商務印書館、1934年、163～170頁に収められている。
- (24) Peyrefitte (1992), *op. cit.*, pp. 439-441.
- (25) 増田えりか氏の修士論文「トンブリ朝、初期ラタナコーシン朝(1767-1853)タイにおける支配者層の対清関係観」(平成9年、東京大学に提出)に、1843年および1851年～52年にかけての対清朝貢使節供述和訳稿が添付されており、「験貢」に対するシャム側の記述を知ることができる。
- (26) 「是日辰刻、南・番二縣委河泊所大使赴驛館護送貢物、同貢使・通事由西門進城、至巡撫西轅門停放、貢使在頭門外帳房站立、候兩縣稟請巡撫開中門、通事・行商護送貢物、先由中門至大堂簷下擺列、通事復出在頭門外、候兩縣委典史請各官穿襟褂掛朝珠至巡撫衙門、通事引貢使打躬迎接、各官會齊、陞堂開門、各官正坐、司道各官傍坐、通事帶領貢使、由東角門・報門進至大堂簷下、行一跪三叩首禮、賜坐賜茶、各官即起坐、験貢畢、將貢物仍先從中門送出西轅門、通事引貢使由西角門出、至頭門外站立、候送各官回、將貢物點交、通事・行商・貢使同送回驛館貯頓」(『(道光) 廣東通志』 卷170(経世略十三)「会験暹羅国貢物儀注」)。
- (27) André Everard Van Braam, *An Authentic Account of the Embassy of the Dutch East-India*

Company, to the Court of the Emperor of China, In the Years 1794 and 1795, London: R. Phillips, 1798, Vol. 1, p. 20. 海幢寺におけるこのときの儀式を描いたといわれる外銷画に以下がある。Crossman, *op. cit.*, p. 164.

- (28) Van Braam *loc. cit.* “Lopqua” が陳鈞華であることは以下を参照。P. A. Van Dyke, *Merchants of Canton and Macao: Success and Failure in Eighteenth-Century Chinese Trade*, Hong Kong: Hong Kong University Press, 2016, p. 112. 『達夷集 鴉片戦争前中英交渉史料』166頁「查廣東人烟稠密（密）、處處莊園、並無空餘地、若任其赴野間遊、漢夷言語不通、必致滋生事故、但該夷等錮處夷館、或困倦生病、亦屬至情、嗣後於每月初三・十八兩日、夷人若要略為散解、應令赴報、派人帶送海幢寺・陳家花園、聽其游散、以示體恤。」
- (29) 『海国四説』中華書局、1993年、191-192頁。
- (30) Peyrefitte, *op. cit.*, pp. 443-444.
- (31) W. G. Beasley, *Great Britain and the Opening of Japan 1834-1858*, New York: Routledge, 2013, pp. 7-8.
- (32) Peyrefitte, *op. cit.*, p. 453.
- (33) 梁廷枅も『広東海防匯覽』の中で、第1の勅書は卷36「方略二十五 馭夷一」（通貢）に、第2の勅書は卷37「方略二十六 馭夷二」（互市）に収め、両者を区別している。
- (34) 『夷氛聞記』中華書局、1985年、145頁。梁廷枅の『夷氛聞記』は「英夷狡焉思逞志於内地久矣」で始まり、廣州入城問題の「勝利」で終わる。また『夷氛聞記』と対になる『海国四説』は前の二「説」が士大夫のパート、後の二「説」が天子のパートとなっている（『夷氛聞記』と『海国四説』咸豊刊本はおそらく同時に刊行された）。すなわち第2の勅書の④「向來西洋各國夷商、居住澳門貿易、劃定住址地界、不得逾越尺寸、其赴洋行發貨夷商、亦不得擅入省城、原以杜民夷之爭論、立中外之大防」をそのまま踏まえた構成となっているのである。村尾進「咸豊初年に『夷氛聞記』と『海国四説』を読む—南京条約後、澳門から省城への「西人」の移動が意味すること—」『史林』97巻1号、2014年参照。
- (35) Peyrefitte, *op. cit.*, p. 457.
- (36) 『広東海防匯覽』については註（33）参照。『粵海関志』は2通ともに、卷23「貢舶三 英吉利」に収めている。
- (37) この4つの事件がいずれも澳門から省城への侵犯に関わる一連の問題であるということは、郭廷以前掲書の当該部分で確認することができる。同時に、マカートニー使節団が、本来、日本への渡航も計画していたように、第2次マカオ占領事件の際のフェートン号（長崎）、アマースト使節団の際のアルセスト号（中国沿海地方・朝鮮・琉球）、ペインズ事件とネピア事件の間のロード・アマースト号（中国沿海地方・朝鮮・琉球）がいずれも広東体制から逸脱して東アジア海域内に入り込んで行ったものであることに注意する必要がある（この後に、中国沿海地方に布教文書を散布した1835年のヒューロン号と浦賀と薩摩に來航した1837年のモリソン号が続く）。